

『今昔物語集』における命令・勧誘表現の種々相

川 上 徳 明

はじめに

『今昔物語集』における命令・勧誘表現の用例数は二、一〇〇余に及び、その数は恐らく一作品としては日本文學史上最多であろうと思われる。『源氏物語』の用例数が六〇〇余であるから、この数値の大きさが理解されよう。これは『今昔物語集』が一、〇〇〇余の話を含む説話集であること、換言すれば、量的に大であることと、内容が説話であることとの二点に因るものであろう（説話には命令・勧誘表現の例が多いのである）。そして、この用例の多さは同時にその表現形式の多彩さ、独自性に繋つていて、

先ず「命令・勧誘表現」の意味を規定しておく。江湖山恒明・松村明編『日本文法辞典』では「命令表現」を次のように説明している。

相手が、話し手の意図する動作や状態を、遂行・実現するように命じる言語表現をいう。禁止・希望・勧誘

などの表現を含めていう場合もある。肯定の命令と否定の命令とに分けられ、否定の命令表現を、特に禁止表現ともいう。命令表現は、ことばの上での理解や解答を求めるのではなく、具体的な行動の上での服従を要求するので、この場合の話し手と相手とは、ただ単にことばの上での話し手と相手という関係をこえて、行動の上の支配者と被支配者の関係になる。（中略）このため一般の言語活動においては、直接命じる（積極的な）命令表現の表現形式を好まず、希望・勧誘・当然など、他の柔らかい（消極的な）表現の表現形式によつて、受け手の無意味な抵抗感を避けて、命令の意図を表現し、円滑に命令の目的を達しようとする傾向が強い。こういう言い方も表現意図からすれば、明らかに命令表現であり、命令表現とこれら柔らかく婉曲に表現した言葉とをはつきり区別することはむずかしい。^{*1}

ここでは、「命令表現」の意味を広義にとり、直接的な、いわゆる命令の他に、右にいう柔らかい（消極的な）表現形式による勧誘・依頼・懇請・勧奨・懲懲等の用法を含め（ただし、禁止表現及び話し手自身の希望、他に対する願望は除く）、それを「命令・勧誘表現」と呼ぶこととする。

なお、本稿では話し手、聞き手という語を、それぞれ命令者としての話し手、受命者としての聞き手の意で用いる。

以下、『今昔物語集』における命令・勧誘表現の種々相を具体例に即して考察する。^{*2}

一 話し手・聞き手の立場と待遇表現

(一)

比叡山の実因僧都は怪力の持ち主で、足の指に挟んだ八の胡桃を一度に打ち碎く程であった。その僧都がある夜

更け宮中の御修法よりの帰途、追剥にあう。以下その展開を原文によつて見よう。

なお、会話文の末尾（命令・勧誘文を含む場合はその直下）に敬度を付記する。一回の発話中に二文以上を含むものも、命令・勧誘文以外は一つの敬度で代表させる。敬度とは、ここでは会話文中の命令・勧誘表現における聞き手（受命者）に対する言語的な待遇の高低の意である。二重敬語・最高敬語をA、それに次ぐ敬体をB、常体をC、尊大体をDとする。以下大文字のA・B・C等は命令・勧誘文の敬度、○付きの小文字（a・b・c）は命令・勧誘文以外の会話文における敬度を示す。（a）・（b）・（c）の敬度はそれぞれA・B・Cのそれに同じ。^{*3}

（僧都ハ）只独リ衛門陳ヨリ歩ミ出ケルニ、月ノ極テ明カナレバ、武徳殿ノ方様ニ步行ケルニ、軽力
二装ゾキタル男一人寄来テ、僧都ニ指向テ云ク、①「何ゾ独ハ御マスゾ。披負サセ給ヘ」（A）。己レ負テ
将奉ラムト云ケレバ、僧都②「糸吉カリナム」ト云テ、心安ク披負ニケレバ、男搔負テ西ノ大宮二条ノ
辻ニ走リ出テ、③「此ニ下給ヘ」（B）ト云ヘバ、僧都④「我ハ此ヘヤ来ムト思ツル、壇所ニ行ムト思ツル」
ト云ケレバ、男、然許力有ル人トモ不知ラ、「只有ル僧ノ衣厚ク着タルナリ」ト思テ、「衣ヲ剥ム」ト思ケレバ、
麓カニ打振テ、音ヲ嗔ラカシテ、⑤「何デカ不下シテハ云フゾ。和御房ハ命惜クハ无キカ。其着タル衣得サ
セヨ」（C）ト云テ、立返ラムト為ルニ、僧都⑥「否ヤ、此クハ不思ザリツ。我ガ獨行クヲ見テ糸惜ガリテ
負テ行カムト為ルナメリトコソ思ヒツレ。寒キニ、衣ヲコソ否不脱マジケレ」（C）ト云テ▲男ノ腰ヲヒシト交ミ
タリケレバ、大刀ナドヲ以テ腰ヲ交ミ切ラム如ク、男難堪ク思ヘケレバ▼、⑦「極テ悪ク思ヒ候ヒケリ。
錯申サムト思給ヘルガ愚ニ候ケル也。然ラバ御マスベカラム所ニ将奉ラム。腰ヲ少シ緩ベサセ給ヘ」（A）。
目抜ケ腰切候ヌベシ」ト術无氣ナル音ヲ出シテ云ケレバ、僧都⑧「此コソ云ハメ」（C）トテ、腰ヲ緩ベテ軽

ク成テ披負タリケレバ、男負上テ、⑨「何チ御マサムズルⓐ」ト問ヘバ、僧都⑩「宴ノ松原ニ行テ月見ムト思ツルヲ、汝ガサカシクテ此ヘ負テ将来レバ、先ヅ其ニ將行テ月見セヨ（C）」ト云ケレバ、男、本ノ如クニ、宴ノ松原ニ將行ニケリ。

其ニテ⑪「然ラバ、下サセ給ヒネ（A）」。罷候ヒナムト云ヘドモ、尚不免シテ、披負乍ラ、月詠メ、ウソ吹テ、時賛^{カハル}マデ立テリ。男侘ル事无限リドモ、僧都⑫「右近ノ馬場コソ恋ケレ。其ヘ將行テ（C）」ト云ヘバ、男⑬「何デ然マデハ罷候ハムⓐ」ト云テ、只ニ居ルヲ、僧都⑭「然ラバ（C）」トテ、亦腰ヲ少シ交ニケレバ、⑮「穴難堪キ。罷り候ハムⓐ」ト侘ビ声ニ云ケレバ、亦腰ヲ緩ベテ軽ク成ニケレバ、負上テ右近ノ馬場ニ將行ニケリ。其ニテ亦披負乍、无期ニ歌詠メナドシテ、其ヨリ亦⑯「喜辻ノ馬場ニテ下様ニ永ク遣ラム（C）、其將行ケ（C）」ト云ヘバ可辞クモ无ケレバ、侘テ亦將行ヌ。其ヨリ亦云隨テ西宮ヘ將行ヌ。如此クシツ終夜披負ツ行テ、曉方ニゾ場所ニ將返テ遁テ去ニケリ。

男、衣ヲ得タレドモ、辛キ日ヲ見タル奴也カシ。此僧都ハ此ク力ゾ極ク強カリケルトナム語伝ヘタルトヤ。

（卷第二十三 比叡山實因僧都強力語第十九。以下用例の所在は「二三三・19」のように略記する。）

右の文の両者の会話文を敬度の面から表示すると次のようになる。一回の発話を一つの欄で示す。即ち一回の発話中に二文以上を含むものも、最後の僧都の例⑯（二例とも命令・勧誘文）以外は一つの敬度で代表してある。

		発話順	
		男	①
僧都	A	②	
	(C)	③	
(C)	B	④	
	C	⑤	
(C)	C	⑥	
	A	⑦	
C		⑧	
	(a)	⑨	
C		⑩	
	A	⑪	
C		⑫	
	(a)	⑬	
(C)		⑭	
	(a)	⑮	
C・C		⑯	

右で、男の⑬・⑮の一例を(a)とするのは、ともに自らの行為を「罷リ一候ハム」と表現することで、聞き手に対する高い敬意を表しているからである。

この表によつて、両者の言葉遣の相違・敬度の相違が判然と知られる。僧都は一貫して敬度C即ち常体表現であるが、男はA・B・Cの三段階の表現をしている。更に右の二重罫線の前後、原文で《》で示した前後における、男の言葉遣、その敬度の画然たる変化が興深い。先ず①「何ゾ独ハ御マスゾ。披負サセ給ヘ(A)。己レ負テ将奉ラム」と下心を隠すべく最高・二重敬語及び謙譲語をもつて鄭重に勧誘し、それが次に③「此ニ下給ヘ(B)」となり、それを拒否されると、⑤「何デカ不下シテハ云フゾ。和御房ハ命惜クハ无キ力。其着タル衣得サセヨ(C)」と「音ヲ嗔ラカシ」ての、C表現による要求となる。これは待遇表現上はマイナスの表現である。命令・勧誘表現において常体表現(敬度C)がとられる場合、その話し手と聞き手の立場は対等ではなく、その間に例えば主従関係等の明確な落差をもつのが普通である。男はこの場の立場、力関係の優位を信じた。しかし、それは錯覚であった。両者の立場・力関係が忽ち逆転したことを男は文字どおり痛切に思い知らされる。「極テ悪ク思ヒ候ヒケリ。錯申サムト思給ヘルガ愚ニ候ケル也」。男は堪え難い苦痛に、敬語を連ねて謝罪し、⑦「腰ヲ少シ緩ベサセ給ヘ(A)」と懇願した後は僧都の命ずるままである。

その後の男の言葉遣（A・①）と僧都の言葉遣（C・②）との対照が両者の立場を鮮やかに物語ついている。特に宴の松原へ行つた後の⑪「然ラバ、下サセ給ヒネ」の「ネ」には、もうここで終りにしてほしいとの、男の切望の気持ちが表現されていよう。「完了の助動詞は、単に事件の完了を客観的に述べるだけでなく、表現に主観的な感情の色づけを加えるもので」⁴、陳述を確かめる意を表わすといわれるが、特にその命令形は、命令法として、話しほの意図を相手にもちかけ、ひたすらその実現を要求する、とりわけ主体的な情意の色合いの濃いものである。『稿本あゆひ抄』では「ひとへに ちれ といふへきを ちりね といふ」と説く。⁵①の「被負サセ給ヘ」、⑦の「腰ヲ少シ緩ベサセ給ヘ」とこの⑪の「然ラバ、下サセ給ヒネ」とを比較すれば、この「ネ」の表現価値がよく窺われるのではないか。

因みに、この「……サセ給ヒ一ネ」（二重敬語十ネ）の形式は『今昔物語集』全巻を通じて、他に僅かに二例が見られるだけである。うち一例を次に示す。

天皇ノ 宣ク 「汝ヂ、然ハ何者ゾ。鬼力神力」ト。女ノ云ク 「己レ鬼ニモ非ズ、神ニモ非ズ。但シ己ラバ只
今空ヨリ人來テ可迎キ也。天皇速ニ返ラセ給ヒネ」ト。（竹取翁見付女児養語。三一・33）

これは竹取翁説話の一節である。女から天皇に対する言葉で、先の例と同様、話し手・聞き手の立場、その表現価値がよく現われているところである。なおまた、『今昔物語集』には右の「ヌ（ネ）」以外の、いわゆる完了の助動詞「ツ・タリ・リ」の命令形による命令・勧誘表現に敬度「A」のものは一例もない。この事実も右二つの「二重敬語十ネ」に含まれる話し手の心情、その表現価値が特別なものであることを示していよう。⁶

なお、僧都の言葉のうち⑧「此コソ云ハメ」と⑯「喜辻ノ馬場ニテ下様ニ永ク遣ラム」との二例について一言し

ておく。この二例は推量形式の表現であるが、しかしこれらは後述の②型と違つて、相手に柔らかに勧奨・勧誘する調子のものではない。前者は「いかにもそう言うがよい。それがお前の身のためだ」といった調子であり、後者も勧誘というよりは、ほとんど一方的に自らの意志を押し付けるに近い口振りである。要するに、ここでも両者の立場（力関係）は先の分析のとおりである。

続いて芥川龍之介の「藪の中」の原話として周知の「具妻行丹波国男、於大江山被縛語」の例を見る。

今昔、京ニ有ケル男ノ、妻ハ丹波ノ國ノ者ニテ有ケレバ、男其ノ妻ヲ具シテ、丹波ノ國ヘ行ケルニ、妻ヲバ馬ニ乗テ、夫ハ竹蠶簿ノ箭十許差タルヲ搔負テ、弓打持テ後ニ立テ行ケル程ニ、大江山ノ邊ニ、若キ男ノ大刀許ヲ帶タルガ糸強氣ナル、行烈^{ユキツラナリ}ヌ。

然レバ相具シテ行クニ、互ニ物語ナドシテ、①「主ハ何ヘゾ」^(c)ナド語ヒ行ク程ニ、此ノ今行烈タル大刀帶タル男ノ云ク②「己ガ此ノ帶タル大刀ハ陸奥ノ國ヨリ伝ヘ得タル高名ノ大刀也。此レ見給ヘ」(B)「トテ拔テ見スレバ、実ニ微妙キ大刀ニテ有リ。本ノ男此レヲ見テ欲キ事无限シ。今ノ男、其ノ氣色ヲ見テ、③「此ノ大刀要ニ御セバ、其ノ持給ヘル弓ニ被替ヨ」(B)「ト云ケレバ、此ノ弓持タル男、持タル弓ハ然マデノ物ニモ非ズ、彼ノ大刀ハ實ニ吉キ大刀ニテ有ケレバ、大刀ノ欲カリケルニ合セテ「極タル所得シテムズ」ト思テ、左右无ク差替ヘテケリ。

然テ行ク程ニ、此ノ今ノ男ノ云ク、④「己ガ弓ノ限リ持タルニ、人目モ可咲シ。山ノ間其ノ箭二筋被借」(B)。其ノ御為ニモ此ク御共ニ行ケバ、同事ニハ非ズヤ」ト。本ノ男此レヲ聞クニ、「現ニ」ト思フニ合セテ、吉

キ大刀ヲ弊キ弓ニ替ツルガ喜サニ、云マ、ニ、箭二筋ヲ抜テ取セツ。然レバ弓打持テ箭二筋ヲ手箭ニ持テ、後リニ立テ行ク。本ノ男ハ竹蠶簿ノ限ヲ搔負テ大刀引帶テゾ行ケル。

而ル間、昼ノ養セムトテ藪ノ中ニ入ルヲ、今ノ男、⑤「人近ニハ見苦シ。今少シ入テコソ⑥」ト云ケレバ深ク入ニケリ。然テ女ヲ馬ヨリ抱キ下シナド為ル程ニ、此ノ弓持ノ男、俄ニ弓ニ箭ヲ番テ、本ノ男ニ差充テ強ク引テ、⑥「己動カバ射殺シテム⑦」ト云ヘバ、本ノ男、更ニ此ハ不思懸ザリツル程ニ、此クスレバ、物モ不思エデ只向ヒ居リ。其ノ時ニ、⑦「山ノ奥ヘ罷入レ、入レ⑧」ト恐セバ、命ノ惜キマ、ニ、妻ヲモ具シテ七八町許山ノ奥ヘ入ヌ。然テ⑧「大刀・刀投ヨ⑨」ト制命ズレバ、皆投テ居ルヲ、寄テ取テ打伏セテ、馬ノ指繩ヲ以テ木ニ強ク縛リ付ケテツ。(二九・23)

右はこの話の前半部であるが、「本ノ男」と「今ノ男」との間の会話はすべてこの引用部分に含まれ、後半部はない。右の会話文を前例と同様に、敬度の面から整理したのが次の表である。

発話順	
本ノ男	今ノ男
(c)	①
B	②
B	③
B	④
(c)	⑤
(c)	⑥
D	⑦
C	⑧

原文第四段落の「而ル間」の前後を一重罫線で切つた。(一重罫線の後の一つ目の(c)に当たるのは「…今少シ入テコソ」である。これは言いさしの形なので○付きの小文字としたが、意味上は「命令・勧誘文」に等しい)。さて、こう整理してみると初めの「互ニ物語ナドシテ、『主ハ何ヘゾ』ナド語ヒ行ク」(これは「語ヒ行ク」

とあるので、両者の言とする)以外は「今ノ男」の一方的な会話——それもほとんど命令文である——によつて事態が展開していることが知られる。対する「本ノ男」には能動的な行為がほとんど見られない。そして武器を交換し、優位を獲得した後の「今ノ男」の言葉遣の変化が際立つてゐる。即ち一見して、前半はB、後半はC・C及びDというように截然たる対照が認められるであろう。なお、「今ノ男」が生殺の権を握つた後の、末尾のD・Cの二例は

「山ノ奥へ罷入レ、入レ」ト恐セバ、

「大刀・刀投ヨ」ト制命ズレバ、

である。一は脅迫(「恐セバ」)であるが、繰り返しによつて急迫した調子がよく出でていよう。因みに『今昔物語集』には命令文(命令形)の繰り返しが十数例見られるが、ここはその一つで、緊迫した雰囲気を伝えて効果的である。後の例は「^{セイシ}制命ズレバ」であつて、これは決定的に優位に立つ男の、文字どおりの命令である。

更に、この「今ノ男」の言葉遣の変化は人称代名詞の面にもよく表われている。即ち「本ノ男」に対して、初めは「主^{スシ}」と改まつた言い方であるが、それが次いで「其^{ソコ}」というくだけた言い方になる。それが三例続いた後、「俄ニ弓ニ箭ヲ番テ、本ノ男ニ差充テ」た途端に「己^{オノレ}動カバ射殺システム」となる。「己」は現在の「おまえ」「貴様」に当たろうか。これは一般に目下に對して罵り、あるいは威嚇する語である。『日本古典文学全集』ではこの部分を「貴様、動くと射殺すぞ」と訳し、頭注では「これ以後、正体を現わしてから男の言葉には、これまで多く使われていた尊敬語が、一転してまったく使われなくなる。その対照の妙が、男の態度の急変を効果的に表わしている。」と説く。対称の「主→其→己」という待遇的な下降は、「今ノ男」の立場の変化、その意識の有り様を端的に

に反映していよう。この例を含め、『今昔物語集』の人称代名詞、特に対称は多彩であるが、その用法は適切、いずれもその場を得て生動している。^{*}

次は、好色な近衛の舍人茨田重方が一月初午の伏見稻荷の祭りに出かけ、妻の扮した盛装の美人を口説きに口説き、遂に怒りを爆発させた妻に平手打ちを食い、散々に油を絞られる話の一部である。ここでは命令・勧誘文にのみ、その下に敬度を記す。

重方ガ云ク、①「我君ワガキ、賤アヤシノ者持モチテ侍レドモ、シャ顔ハ猿ヤウノ様ヒサキメニテ、心ハ販婦ヒサキメニテ有レバ、去ナムト思ヘドモ、忽ニ綻可縫ホコロビヌフベキ人モ无カラムガ惡アシケレバ、心付ココロヅキニ見エム人ニ見合ハタマ、其ニ引移ヒキウツリナムト深ク思フ事ニテ、此ク聞ユル也」ト云バ、女、②「此ハ實言トシゴロヲ宣フカ、戯言タハブレコトヲ宣フカ」ト問ヘバ、重方、③「此ノ御社ヤシロノ神モ聞食キコシメセ」(A)。年来思フ事ヲ、此ク參ル驗シルシ有テ、神ノ給タマヒタルト思ヘバ、極イミジクナム喜シキ。然テ、御前ハ寡ヤモメニテ御スルカ。亦何クニ御スル人オハゾ」ト問ヘバ、女、④「此ニモ指セル男モ不侍ズ、宮仕ヲナムセシヲ、人制セシカバ、不參マキラズナリシニ、其ノ人田舎キナカニテ失ウセニシカバ、此ノ三年ハ『相ヒ憑タノム人モガナ』ト思オモヒテ、此ノ御社ヤシロニモ参タル也。実ニ思給フ事ナラバ、有所ヲモ知ラセ奉ラム。イデヤ、行摺ユキズリノ人ノ宣ノタマハム事ヲ憑ムコソ鳴呼ナレ。早ウ御シネ」(B)。丸モ罷マカリナム」ト云テ、只行ニ過ユキレバ、重方、手ヲ摺スリテ額ヒタヒニ充アテ、女ノ胸ノ許モトニ烏帽子ヲ差充サシアチテ、⑤「御神助イリケ給ヘ」(B)。此ル侘ワビシキ事ナ聞カセ給ヒソ。ヤガテ此ヨリ參マキリテ、宿ニハ亦足不踏入フミイレジ」ト云テ、低シテ念ジ入タルモトドリ鬢カカヲ、烏帽子超コシニ、此ノ女ヒタト取トリテ、重方ガ頬ヲ山響バカリク許ウチニ打ツ。〔近衛舍人共稻荷詣、重方値女語。一一八・1〕

男と女の虚々実々のやりとりのあと、遂に怒りを爆発させた女は「重方ガ頬ヲ山響ク許ニ打ツ」訳であるが、ここまで会話で女は鄭重に敬語（尊敬語・謙譲語）を多用している。例えは爆発寸前のところでも

④「実ニ思給フ事ナラバ、有所ヲモ知ラセ奉ラム。イデヤ、行摺ノ人ノ宣ハム事ヲ憑ムコソ嗚呼ナレ。早ウ

御シネ。丸モ罷ナム」

というように、尊敬語「給フ」「宣フ」「御ス」の敬度はB、謙譲語「奉ル」「罷ル」もここでは相手重方に對するもので敬度はBに相当する。演技であるが、否、演技であるがゆえに注意しておいてよい。こうした言葉遣がこの後の事態の展開に伴つて、どのように変化するか。途中を一部省略しながら先を見よう。

而ル間、異舎人共、此ノコト不知ズシテ、上ノ岸ニ登リ立テ、「何ド田府生ハ送レタルゾ」ト云テ見返タレバ、女ト取組テ立テリ。舎人共、「彼レハ何ニ為ル事ゾ」ト云テ、走リ返テ寄テ見レバ、妻ニ打チ被□テ立テリ。其ノ時、舎人共、「吉クシ給ヘリ。然バコソ年来ハ申ツレ」ト讚メ喧シル時ニ、女、此ノ被云テ、⑥「此ノ主達ノ見ルニ、此ゾ己ガシヤ心ハ見顕ハス」ト云テ、髻ヲ免シタレバ、重方、烏帽子ノ萎タル引続ナドシテ上様ニ参ヌ。女ハ重方ニ⑦「己ハ其ノ仮借シツル女ノ許ニ行ケ（C）」。我ガ許ニ來テハ、必ズシヤ足打折テム物ゾ」ト云テ、下様ヘ行ニケリ。

くしゃくしゃになつた烏帽子を直しながら、上様に逃れて行く男の背に、女は痛烈な嘲罵、皮肉を浴びせる。

⑦「己は其ノ仮借シツル女ノ許ニ行ケ。我ガ許ニ來テハ、必ズシヤ足打折テム物ゾ」——あんたは、その惚れた女の所に行け。わたしの所に来ようものなら、必ずそんな足ぶち折つてしまふぞ」——。

先の④の末尾の「早ウ御シネ。丸モ罷ナム」と右⑦の「己ハ……女ノ許ニ行ケ」とを比較すれば、その表現（待遇）

の懸隔は一見して明らかであろう。更に、前後における待遇の変化は、前掲の大江山の例と同様、人称代名詞の面にも著しい。即ち女が重方を「己」と罵つてゐる例が右に引用した部分に二度、他に省略した部分を含めると計五度に及ぶ。また「シヤ心」「シヤ足」（省略部分に「シヤ頬」）の「シヤ」という卑罵語を連発してゐる。先に「シヤ足」を「そんな足」と訳したが、「てめえの足」の方がその憎悪の気持ちがより強く出ようか。

問題の「己ハ……女ノ許ニ行ケ」は、以上のような女の憤激・憎悪に出た表現である。

以上三例、話し手・聞き手の立場の変化に伴う言葉遣、別けてもその敬度の劇的な変化の例を掲げた。

(二)

次は、特別の地位、立場にあるものの例をみようと思う。先ずは国王について、「樹提伽長者福報語」の例を見る。天竺の国王の御殿の前に、大きな花や宝の手巾が降つた。国王・諸大臣・公卿は、これは天がこの国を感じて、天の花、天の手巾を降らしたものと喜びあつた。ところが、樹提伽という長者は、「これは我が家の落ちしほんだ花が風に運ばれたものだ、また多くの宝の手巾の中の下劣なのが風に運ばれたものだ」と言う。

此ヲ聞テ、國王ヨリ始メ大臣・公卿、奇異ノ思ヲ成ス。此ニ依テ、國王ノ、大臣・公卿・百官ヲ引將テ、
樹提伽長者ノ家ニ行テ如此ノ不思議ノ事等ヲ見ムト思テ、先ヅ長者ニ云ク、①「汝チ前立テ家ニ可行シ(C)。
我レ、汝ガ家ニ可行シ。其ノ儲ヲ可當也」(C)」ト。長者ノ云ク、②「我ガ家ニハ衣服・財宝・宮殿等、皆、
自然ラ有ル事也。更ニ前立テ御儲ヲ不可當ズ」ト。國王、此ヲ聞テ弥ヨ奇異也ト思給フ事无限シ。
右では、國王の樹提伽に対する言葉は「……可行し」「……可當也」であつて、常体表現、敬度はCである。

命令・勧誘表現における常体表現は敬語的にニュートラルではなく、マイナスであるが、国王の、長者に対する言葉であるから、これはこれで自然であろう。

次いで国王は、長者の家に行き、その広壯にして豪華絢爛たる邸宅と豪奢な生活とに驚き、多くの財宝を得て帰る。途中を省略しながら、この後の展開をたどろう。

国王、此得テ、宮ニ還テ大臣・公卿ト儀シテ云ク、③「樹提伽ハ此レ我ガ國ノ臣也。何ゾ皆悉ク我レニ勝^{スケ}レタルゾ。然レバ長者ヲ可^{ウツベキ}罰キ也」(C)「ト定^{サダメ}テ、四十万ノ軍ヲ鼓シテ、長者ノ家ヲ守^{ヒトリ}ル一ノ力士有、軍ノ來ルヲ見テ忽ニ出来^{イデキタリ}テ、鉄^{クロガネ}ノ杵ヲ持テ四十万ノ官兵^{クワシビヤウヲ}罰ツ。軍サ悉ク皆被^{ウチフセラレ}罰伏^{トビキタリ}テ倒^{モチ}レ伏ヌ。其ノ時ニ、樹提伽、宝車ニ乗テ空ヨリ飛来^{トビキタリ}テ軍ニ問^{トビ}テ云ク、④「汝等、軍ハ何ノ故ニ我ガ家ニハ來レルゾ」ト。軍等答テ云ク、⑤「我等、大王ノ勅命ニ依テ來レル也」ト。長者、此レヲ聞テ哀^{キキ}ノ心ヲ成ス。此ニ依テ力士、多^{オホク}ノ軍ヲ皆、本ノ如クニ令平復^{ハイフクセシ}メテ、宮ニ返^{カヘリ}テ大王ニ此ノ由ヲ申ス。

大王は完敗した。大王と長者の立場・力関係は逆転した。長者を罰とうとしたのが、裏目に出たわけである。この事態を受けて大王の言葉遣はどういうに変化するか。

其^シ時ニ、大王、長者ノ神徳ヲ聞テ使ヲ遣^{ツカハシ}テ長者ヲ喚^{ヨビ}テ其ノ咎ヲ謝シテ云ク、「我レ汝ガ徳ヲ不知^{シラ}ズシテ愚^{オロカ}ニ汝ヲ罰^{ウタ}セムトシケリ。願^キクハ、此ノ咎ヲ免^シシ給^ヘ」(B)「ト宣^{ノタマヒ}テ、国王、長者ト共ニ宝車ニ乗テ佛ノ御許ニ詣^デ、……(二・23)

大王は、「此ノ咎ヲ免^シシ給^ヘ」と謝罪している。しかも「願^キクハ、……免^シシ給^ヘ」の形であつて、まさに懇願といふべきものである。

『今昔物語集』において「願クハ……○○○」の形式による命令・勧誘表現は九〇例程あるが、「願クハ……給ヘ」「願クハ……シメ給ヘ」「願クハ……給フベシ」の如く文末に補助動詞「給フ」を持つものが八〇余例、更に「願クハ……在マセ」等、文末に尊敬語動詞を持つものが二例ある。つまり「願クハ……尊敬語」の形をとるもののが九〇%以上を占める。文末に尊敬語がないのは七例のみである。このように、「願クハ……」と鄭重に依頼する場面では、文末を尊敬語で括ることが甚だ多いのであるが、この呼応は極めて自然であろう。更にこの事実は「願クハ……○○○」という命令・勧誘表現が主として下から上へ向かうものであることを示していよう。ここに謂う上・下とはその場面における話し手、聞き手の社会的・心理的等々の優劣関係の意である。

前述のように、大王は完敗し、劣者の地位に転落した。長者に対して「願クハ、此ノ咎ヲ免シ給ヘ（B）」と懇願した所以である。

以上、大王の言葉遣の変化（常体表現、敬度Cから尊敬語による敬度Bへ）の様相をたどった。

続いて佛（釈尊）を話し手とする場合について見る。『今昔物語集』天竺部の初め、卷一、佛の出世・成道から卷三、佛が涅槃に入るまでの部分に、釈尊を話し手とする命令・勧誘表現は六〇数例見られるが、そのうち敬度Bの例をみることとする。

今昔、^ハ佛ノ御母摩耶夫人ハ佛ヲ生奉テ後七日ニ失セ給ヒヌ。其後、太子、城ヲ出テ山ニ入テ六年、苦行ヲ修シテ佛ニ成リ給ヒヌ。四十余年ノ間、種々ノ法ヲ説テ衆生ヲ教化シ給フニ、摩耶夫人ハ、失セ給テ忉利天ニ生レ給^{タマヒ}ヌ。

然レバ、佛、母ヲ教化セムガ為ニ忉利天ニ昇リ給テ、歡喜園ノ中ニ波利質多羅樹ノ本ニ在シマシテ、文殊ヲ使トシテ、摩耶夫人ノ御許ミモトヘ奉リ給テ宣ハク、①「摩耶夫人、願ハ今我ガ所ニ來リ給ヒテ、我ヲ見、法ヲ聞キ、三寶ヲ敬礼シ給ヘ」(B)ト。……

摩耶、文殊ト共ニ佛ノ御許ニ至リ給ヒヌ。佛ノ、母ノ來リ給フヲ見給フテ、又喜ビ給フ事无限シ。母ニ向テ申シ給ハク、②「永ク涅槃ヲ修シテ世間ノ樂苦ヲ離レ給ヘ」(B)ト。摩耶ノ為ニ法ヲ説キ給フ。……摩耶、佛ニ白シテ言サク、③「我レ既ニ生死ヲ離レテ解脱ヲ得タリ」ト。時ニ其ノ座ノ大衆、此ノ事ヲ聞テ皆異口同音ニシテ、佛ニ白テ言サク、④「願ハ、佛、一切衆生ヲ皆如此ク解脱ヲ得シメ給ヘ」(B)ト。佛又、一切衆生ノ為ニ法ヲ説給フ。……。

佛、鳩摩羅ニ告テ宣ハク、⑤「汝チ閻浮提ニ下テ可語シ」(C)、我レハ不久ズシテ涅槃シナムトス」ト。鳩摩羅、佛ノ教ヘニ隨テ閻浮ニ下テ佛ノ御言ヲ語ルニ、衆生皆、此ヲ聞テ愁ヘ歎ク事无限シテ云ク、⑥「我等、未ダ佛ノ在マス所ヲ不知リツ、今、忉利天ニ在ト聞ク。喜ビ思フ所ニ、不久シテ涅槃ニ入り給ヒナムト為ナリ。願ハ衆生ヲ哀ミ給ハムガ為ニ、速ク閻浮提ニ下リ給ヘ」(B)ト。(佛、為摩耶夫人昇忉利天給語。)

二・2)

右には命令・勧誘表現が六例見られるが、釈尊を話し手とするものが二例ある。即ち⑤の鳩摩羅に対する敬度Cの例の他、母の摩耶夫人に対するのが二例あり、それは

- ① 願ハ……三寶ヲ敬礼シ給ヘ
- ② 世間ノ樂苦ヲ離レ給ヘ

であつて、ともに敬度はBである。前述のように、釈尊を話し手とする命令・勧誘表現は六〇数例であるが、そのほとんどは敬度Cのもので、敬度Bのものは僅かに四例しかない。更に敬度Aのものは皆無である。これは釈尊の絶対者ともいうべき立場の反映であろう。その数少ないうちの一例が右の母に対するものである。敬度Bの残る二例は、釈尊が涅槃に入る際のもの（後述）と次の二例である。

太子、座ニ居テ王ニ申テ宣ハク、「恩愛ハ必ズ別離有リ。唯シ、願ハ我ガ出家・学道ヲ聴シ給ヘ。」（B）

一切衆生ノ愛別離苦ヲ皆解脱セシメムヤ」ト。（悉達太子、出城入山語。一・4）

この文は、出家以前、太子時代のものであるから、成道後の例とは区別すべきものであろうか。ともあれ、以上の敬度Bの三例は何れも父母に対するものである。

なお、右は「願ハ……給ヘ」の形をとるが、前掲「二・2」にも、①の釈尊から母に対するもの一、④の大衆及び⑥の衆生から佛に対する各一の三例が見られる。これらは、何れも下位者から上位者に対する例である。

次は「佛、入涅槃給時、遇羅睺羅語」即ち釈尊父子の別れの場面である。

今昔、佛、涅槃ニ入給ハムト為ル時ニ羅睺羅ノ思ハク、「我レ佛ノ涅槃ニ入給ハムヲ見ム程ニ悲ビノ心更ニ不可堪ズ。然レバ我レ他ノ世界ニ行テカ、ル悲ビヲ不見ジ」ト思テ、上方ノ恒河沙ノ世界ヲ過テ佛ノ世界有リ。其國ニ至テ有ル程ニ、其ノ国ノ佛、羅睺羅ヲ見給テ告テ宣ハク、①「汝ガ父、釈迦牟尼佛、既ニ涅槃ニ入給ヒナムトス。何デカ汝其ノ時ニ不奉遇ズシテ、此ノ世界ニ至レルゾ」ト。
羅睺羅、答テ云ク、②「我レ、佛ノ涅槃ニ入給ハムヲ見ムニ悲ビノ心難堪カリヌベケレバ、其レヲ不見ジ

ト思^{オモヒ}テ、此ノ世界ニ参リ来レル也」ト。佛ノ宣ハク、③「汝^スチ極^{キハメ}テ愚也。汝ガ父、釈迦牟尼佛、既ニ涅槃ニ入給^{イリ}ヒナムト為ル時ニ臨^{ノゾミ}テ、汝ヲ待チ給フ也。速ニ帰リ参^{マキリ}テ最後ノ剋^{キザミ}、專^{モハラ}ニ可見奉^{ミタマヅルベ}キ也」(C)」ト。

釈尊が涅槃に入ろうとする時、子の羅睺羅は悲しみに堪えず、遙か上方の別の佛の世界に逃れたが、その世界の佛に説得されて、釈尊の許に帰つてきた。

羅睺羅、佛ノ教ヘニ隨^{シタガヒ}テ泣^{ナクナ}ク還リ参ヌ。……御弟子ノ比丘等、羅睺羅ニ云ク、④「佛ハ既ニ涅槃ニ入給ヒナムト為ルニ、羅睺羅忽ニ不見給ハネバ、其レヲ待チ給ヘル也。速ニ御^{カタハラ}傍^{トク}ニ疾参^{ミエタマ}リ給^ハヘ(B)」ト勸ケレバ、羅睺羅、泣^{ナクナ}ク参リ寄タルニ、佛、羅睺羅ヲ見給テ宣ハク、⑤「我レハ只今、滅度ヲ取ルベシ、永ク此ノ界ヲ隔テ、ムトス。汝^チ我レヲ見ム事只今也、近ク來レ(C)」ト宣^{キタ}ヘバ、羅睺羅、涙ニ溺^{オホホ}レテ参リタルニ、佛、羅睺羅ノ手ヲ捕^{トヲ}ヘ給テ宣ハク、⑥「此ノ羅睺羅ハ、此レ我ガ子也。十方ノ佛、此レヲ哀愍^{アイミン}シ給^ハヘ(B)」ト契^{アタマ}リ給テ、滅度シ給ヒヌ。此レ最後ノ言也。(一一・30)

右には命令・勧誘表現が四例見られるが、釈尊を話し手とするものは次の二例である。

- ⑤ 近ク來レ (釈尊→羅睺羅)
⑥ 十方ノ佛、此レヲ哀愍シ給^ハヘ (釈尊→十方ノ佛)

我が子に対しては敬度Cの常体表現であるが、十方の佛に対しては敬度Bの尊敬語の表現である。

ところで、ここには誠に人間的な釈尊の姿が描かれている。それで、右の⑥に関連してすこし付言する。「釈尊は仏であつたはずだ。すべての煩惱を絶ち尽して絶対の真理に到達した聖者であつたはずだ。その釈尊が、臨終に我が子の手を握つて、自分ではない十方世界の仏たちに加護を祈る。これほど衝撃的な姿があるだろうか。この瞬

間に仏は仏でなくなつてしまつたのか。」と言わしめるほど、こここの釈尊の姿は、あまりにわれわれ凡夫に近い。超越者の姿には遠い。羅睺羅と違つて釈尊の涙は描かれてはいない。しかし「此ノ羅睺羅ハ、一此レ我ガ子也。十方ノ佛、一此レヲ哀愍シ給ヘ」と短い文の中に「此ノ」「此レ」「此レ」を重ね、「十方ノ佛」と呼び掛ける切々たるこの言葉の奥に涙を見てもさして不当ではあるまい。子を思うあまりの、十方の佛に対する最後の祈りは、やはり「哀愍シ給ヘ」でなければならぬ。

二 命令・勧誘表現の四段型体系

ここで論の都合上、中古の命令・勧誘表現の有り様を一瞥しておく。

中古の仮名文学作品（和文）における命令・勧誘表現は次のような形式によつてなされる。

- ① ……＊＊＊（なほ、しばし心みよ）……給へ（とく帰り給へ）
- ② ……む（われと行かむ）……給はむ（早、出立ち給はむ）
- ③ ……むや（今すこし光見せむや）……給はむや（見奉り給はむや）
- ④ ……やは……ぬ（重き禄やは賜はらぬ）……やは……給はぬ（ここにやは宿り給はぬ）

これは

- ① 命令形による直接的な命令表現
- ② 推量形式による婉曲な命令・勧誘表現
- ③ 推量—疑問（問い合わせ）の形式による、一層婉曲な命令・勧誘表現

(4) 反語……否定の形式による、最も婉曲間接的な命令・勧表表現である。この形式は常体、敬体の差に関わりなく見られるのであり、更に、文末に完了の助動詞「ぬ」「つ」が下接する場合もこれに準ずるのであって、これを補足しながら、用例の大部分を占める主要な形式を帰納、整理したのが次の表である。

機能	命令	婉曲な命令・勧誘		
形式	①命令形	②推量	③推量—疑問	④反語・否定
動詞系	＊＊	む	むや	やは…ぬ
「ぬ」系	…ね	…なむ	…なむや	
「つ」系	…てよ	…ても	…てもや	
「ふ」系	…給へ	…給はむ	…給はむや	
「給ひぬ」系	…給ひね	…給ひなむ	…給ひなむや	やは…給はぬ
「給ひつ」系	…給ひてよ	…給ひてむ	…給ひてむや	

表の注

- 「……＊＊」の部分は、例えば「言へ」「行け」「おはしませ」等、動詞の命令形が入る。
- 斜線部は用例を欠く。これは「なぬ」「でぬ」(完了の助動詞+否定の助動詞)の連接が和歌にごく少数見られるだけであるから、この欄の用例が無いのはむしろ当然である(「おはします」を例にすれば、①「おはしましね」②「おはしましなむ」③「おはしましなむや」という例はあるが、「やは……おはしましなむ」という例は無いのである)。

この表は一つの整然たる体系を成している。従つてそれは、一定の原理によつて統一的に説明し得るものであつて、その原理は、①「命令形」、②「推量」、③「推量—疑問（問い合わせ）」、④「反語……否定」という文末形式にある。右を「命令・勧誘表現の四段型体系」と称し、また各形式を上から順に、それぞれ①型、②型、③型、④型と称する。各型の表現価値は、①型が直接的な命令表現であり、以下順をおつて、婉曲、間接の度が強まる。従つて、命令—相手への働きかけの強さは、婉曲、間接の度が強まるにつれて弱くなる。

以上が中古の仮名文学作品（和文）における命令・勧誘表現の体系である。これは主要な作品二〇余における約三〇〇〇例から帰納したものである。^{*}

右の表に入つていないので、おおよそ次の諸形式である。

1 「こそ……め」「こそ……給はめ」の形式、即ち右の②型が係結をとつたもの。②型。

例 「命長くとこそ思ひ念ぜめ」（源氏）。「とくこそ心みさせ給はめ」（源氏）

2 推量の助動詞「……べし」によるもの。この形式は『今昔物語集』には多くの例があるが、中古の仮名文学作品（和文）にはごく少数しか見られぬものである。②型。

例 「しろしめすべし」（落窪）。

3 「……（給ふ）べきなり」（推量の助動詞十断定の助動詞）によるもの。これは命令形ではないが、「べきなり」で命令・勧誘の意を表わすものとする。この形式も『今昔物語集』には多くの例があるが、中古の仮名文学作品（和文）にはごく少数しか見られぬものである。①型。

例 「御車ながら明かさせ給ふべきなり」（落窪）。

4 尊敬・受身の助動詞「る・らる」の命令形によるもの。①型。

例 「書き出だされよ」（源氏）。 「御覽ぜられよ」（源氏）。

5 使役の助動詞「す・さす」の命令形によるもの。①型。

例 「車、さし出ださせよ」（源氏）。 「格子あげさせよ」（落窪）。

6 完了の助動詞「たり」の命令形によるもの。①型。

例 「仰せおきたれ」（源氏）。

『今昔物語集』の場合も先の四段型体系に準ずるのである。ただ、④型は後述するように、呼応する「反語……^{*10}」の語が和文とは異なる。

次項以下この体系に基づいて論を進める。

三 話し手・聞き手の立場と表現の型

(一)

前項に述べた四段型体系に従つて論を進める。

先ず①型、即ち命令形による命令・勧誘表現について考察する。命令形による表現といつても、狭義の「命令」とは限らない。即ち、話し手・聞き手が常に支配者と被支配者の関係として、聞き手に服従を要求するといつたものばかりではない。その場面における話し手・聞き手の関係、心理状態等の相違により、依頼・懇請・懇願・勧奨・従順等多くの場合がある。また、それに応じて聞き手への働き掛けの強弱も種々である。

先に第一項で、「願クハ……給ヘ」と懇願する例を見た。これは更に鄭重に「乞ヒ願クハ……給ヘ」ともある。
 佛ノ御前ニシテ誓言ヲ成ス、「我レ、速疾ニ佛ニ可成キ教ヲ知ラム。乞ヒ願クハ、三世十方ノ佛、我が為ニ
 不二法門ヲ示シ給ヘ」ト。(弘法大師、渡唐傳真言教帰来語。一一・9。弘法大師→佛。以下、必要に応じ、
 話し手、聞き手を上の形で示す)

関連して「乞フ」の例を挙げる。

父母ニ「出家ヲ許セ」ト乞フ。(子→父母。二・17)

此ノ事ヲ愁ヘ「此レ取去ヨ」ト乞フ。(天魔→大自在天。四・8)

「其ノ衣給ヘ」ト乞フ。(大領ノ妻→国司。二三・18)

「請ラクハ、君、我ガ家ノ狗ニ語レ」ト。(霍璋→嘉運。九・30)

「請ラクハ、追テ此レヲ令驗メヨ」ト。(老人→序ノ大官。九・34)

「此レヲ免セ」ト乞ヒ請ク。(諸人→賊。六・6)

これらは常体表現のものが多いが、懇請乃至懇願に近いであろう。次に「勧ム」の例を挙げる。

「我ガ門徒ニ入レ」ト勧メテ苦行ヲ教ヘテ修セシム。(外道→闍婆羅。二・36)

「ミスカラモ食ヒ、男ニモ「食ヘ」ト勧ムレバ、(龍王→男。一六・15。)

「……、猶、必ズ、参り給ヘ」ト寧ニ勧ム。(耆婆大臣→閻王。一二・27)

美那ノ家ニ來テ勧メテ云ク、「佛ノ御為ニ堂ヲ造」ト。美那、勧メニ隨テ施檀ヲ以テ堂ヲ造リツ。富那奇、又勸メテ云ク、「佛ケ及ビ比丘僧ヲ請ジテ供養シ奉レ」ト。(富那奇→美那。二・40)

「……、御行ナドモ心静ドカニ為サセ給ヘカシ」ト勧メケレバ、（下衆男→女主人。二二九・24）

最後の例は、使用人の下衆男が、夫を亡くした女主人を騙そうとしている場面である。下心から「為サセ給ヘ一カシ」と鄭重な二重敬語を用い、更に文末の「カシ」によつて優しく勧めているところである。

これらの五例は勧奨乃至懲懲ということになろう。

個々の例についてその意味（例えば、命令か、依頼か、勧奨か、等）を厳密に特定することは必ずしも容易ではないが、狭義の「命令」の例は、既述の第一項の例文中にも幾つか見られた。例文一の僧都の言葉、同二の今の男の言葉、同三の女の言葉等々である。そしてこれらは主として動詞単独の命令形によるものであった。よつてここでは助動詞が下接している例をみようと思う（狭義の「命令」以外のものも含めて）。

次は「池尾禪珍内供鼻語」の話からの引用である。著聞の話であるから、ここまで経緯については省略する。

其法師心地惡クシテ不出来ケル時ニ、内供朝粥食ケルニ、鼻持上ル人ノ无カリケレバ、「何ガセムト為ル」ナド繚フ程ニ、童ノ有ケルガ、「己ハシモ吉ク持上奉テムカシ。更ニヨモ其ノ小院ニ不劣ジ」ト云ケルヲ、異弟子ノ法師ノ聞テ、「此ノ童然ナム申ス」ト云ケレバ、此ノ童、中童子ノ見曰モ穢氣无クテ、上ニモ召上テ仕ケル者ニテ、「然バ、其ノ童召セ。然云ハ、此レ持上サセム」ト云ケレバ、童召将来ヌ。

童鼻持上ノ木ヲ取テ、直シク向テ、吉キ程ニ高ク持上テ、粥ヲ飲スレバ、内供、「此ノ童ハ極キ上手ニコソアリケレ、例ノ法師ニハ増タリケリ」ト云テ、粥ヲ飲ル程ニ、童、顔ヲ喬様ニ向テ、鼻ヲ高ク簸ル。其ノ時ニ、童ノ手篩テ、鼻持上ノ木動ヌレバ、鼻□テ粥ノ碗ニフタト打入レツレバ、粥□テ内供ノ顔ニモ童ノ

顔ニモ多ク懸^{カカリ}ヌ。

内供大キニ嗔^{イカリ}テ、紙ヲ取テ頭・面ニ懸タル粥ヲ巾ツ^{トリ}、「己^{オノレ}ハ極カリケル心无シノ乞匂^{コツガイ}カナ。我レニ
非^{アラズ}シテ止事無キ人ノ御鼻ヲモ持上ムニハ、此ヤセムト為ル。不覺ノ白者^{シレモノ}カナ。立^{タチ}ネ、己^{オノレ}」ト云^{イヒ}テ、追立^{オヒタテ}ケレバ、
童立^{タチ}テ隠レニ行^{ユキ}テ、「世二人ノ此ル鼻ツキ有ル人ノ御バコソハ、外ニテハ鼻モ持上メ。嗚乎ノ事被仰^{オホセラ}ル、
御房^{ゴハウ}力ナ」ト云^{イヒ}ケレバ、弟子共此レヲ聞^{キキ}テ、外ニ逃去^{ニゲサリ}テゾ咲^{ワラビ}ケル。(二八・20。禪珍内供→弟子の法師。禪
珍内供→童)

問題の部分の「立^チネ、己^{オノレ}」は「内供大キニ嗔^{イカリ}テ」——激怒した内供の、童を罵倒する言葉に続くものである。そしてこの完了の助動詞の命令形による命令の言葉もまた激越である。

完了の助動詞の表現価値については、既に第一項において詳述した。ここも「立^チネ」と「立^テ」とを比較して、その相違を見るべきであろう。直訳すれば、「立ち去つてしまえ」と「立ち去れ」となろうが、それよりもここは「消え失せてしまえ、この野郎」とでもした方が僧都の激情に近かろうか。

因みに、この部分『宇治拾遺物語』には

「……うたてなりける、心なしのしれ者かな。おのれ立て立て」とて、追ひたてければ、(二五。鼻長き僧の事)とあって、動詞の命令形を繰り返した形になつてゐる。完了の助動詞の有無、繰り返しの有無、更に「己^{オノレ}(おのれ)」の位置の相違などもあって、単純な比較は出来ない。特に繰り返しは、表現に強調、切迫した調子を与へ、主体の焦燥、興奮等の心情を表わし、その点で完了の助動詞の命令形が持つ、主体的な情意の色合いと重なるところがある。こうしたこともあって、両表現の命令法としての機能(相手への働きかけ)の強弱を判定することは容易である。

はないようである。

次は猿神退治の話から。東国出身の男が、生贊に指名されて嘆き悲しんでいる家を訪ね、娘の身代りになろう、娘をくれと、親に申し入れている場面である。ここには「死給ヒネ」と「得サセ給ヒテヨ」と二つの命令・勧誘表現が出てくる。

既ニ祖ニ会ヌレバ、物語ナド為。祖ノ云ク、「只一人侍ル娘ヲ、然ノ事ニ被差テ、嘆キ暮シ、思ヒ明シテ、
月日ノ過ニ隨テ、別レ畢ナムズル事ノ近キ侍ヲ、悲ビ侍ル也。此ル國モ侍ケリ。前ノ世ニ何ナル罪ヲ
造テ、此ル所ニ生レテ、此ク奇異キ目ヲ見侍ラム」ト。東ノ人、此ヲ聞テ云ク、「世ニ有人、命ニ増物無。
亦、人ノ財ニ為物、子ニ増ル物无。其ニ、只一人持給ヘラム娘ヲ、目ノ前ニテ膾スニ造セテ見給ハムモ、糸
心疎シ。只死給ヒネ。敵有者ニ行烈レテ、徒死為者ハ无ヤハ有ル。仏神モ命ノ為ニコソ怖シケレ、子ノ為
ニコソ身モ惜ケレ。亦其君ハ今ハ无人也。同死ヲ、其君、我ニ得サセ給ヒテヨ。我、其替ニ死侍ナム。其
ハ己ニ給フトモ苦シトナ思給ソ」ト。〔美作国神、依獣師謀止生贊語。二六・7〕

先ず、「只死給ヒネ」について、これまでの解を列挙してみる。

- 1 「（それ位なら貴殿は） いつそ死んでしまつたらどうか。」（「日本古典文学大系」）
- 2 「（そんな目に会うくらいなら、いつそ）もう死んでおしまいなさい。」（頭注）「そんなことなら、お前様、いつそ死んでしまいなされ。」（通釈）（「日本古典文学全集」）
- 3 「命をおかけなさい。」と傍訳し、頭注で「『そんなことなら……死んでしまいなされ』（「全集」）のよ

うに訳されているが、ここは、はげましの言葉とすべきであろう。」とする。（「新潮日本古典集成」）

4 ただもう死んでしまいなさい。死を覚悟して事に当たれと励ましている。本集編者の独特の論理。（「新日本古典文学大系」）

右は1・2と3・4との二つの解釈に分かれているが、それは男の発話の意図をどうとるかによるであろう。二つの解釈のうちでは後説を探るべきであろうが、何れにしても直訳すれば「なんとしてでも死んでしまいなさい」となる。『世ニ有人、命ニ増物无』以下『糸心疎シ』まで、短文を重ねて畳み掛け、更に「敵有者ニ行烈レテ……」仏神モ命ノ為ニコソ怖シケレ、子ノ為ニコソ身モ惜ケレ」と、反語及び強調の係結を重ねて、追討ちをかける高調した発話中のものであり、この句 자체も「只死給ヒネ」と強い口調になつてゐる。

右に続く「娘さんは今はもう死んだも同然、どうせ死ぬ身なら、娘さんを私に〈得サセ給ヒテヨ〉」についてみる。ここが先の「ネ（ヌ）」でなくて「テヨ（ツ）」であるのは、上接する動詞の相違（「死ヌ」と「得サス」）によると言ふまでもなかろう。完了の助動詞「ツ」の命令形「テヨ」も「ネ」と同様、既述の表現価値を持つものであり、その「テヨ」の表現価値に注意して現代語訳をすれば娘さんを私にすっぱりと（ちゃんと）くれてしまいなさい。

とでもなろうか。これはもとより「テヨ」の有無が判然とするように、やや誇張した、説明的な訳である。

以上、助動詞「ヌ」「ツ」の命令形の例を考察した。次に、参考までに『今昔物語集』中の完了の助動詞による命令・勧誘表現の数を挙げておく。

ツ…………一〇例（「テヨ」の他「テ」の形で命令形と解すべきものを含む。）

タリ……一八例

リ……三例

命令・勧誘表現は①型によるものが多く、中古の仮名文学作品についていえば、平均して全用例中の約九〇%を占める。『今昔物語集』においても約七〇%、一四〇〇余例に及ぶ。中には繰り返しの例や、文末の命令形に「カシ」「ヤ」「ヨ」等の助詞を伴うものもあり、これまで検討してきた例の他にも種々の興味ある例が多いが、ここではこれ以上触れる余裕がない。

(二)

次に②型の例を見る。『今昔物語集』の②型には「……ム」「……ナム」「……テム」「コソ……メ」「……ベシ」「ナム……ベキ」等の形式がある。

次は狐の怪異譚から。

中大夫の馬チウダイフが草を食つていてるうちに姿が見えなくなり、中大夫は従者一人を連れ、探しに出かけた。山に分け入り、一、三〇町ほども行くうち、日も暮れ果て夜になつた。折から朧月夜である。

もしや馬が草を食いながら立つていなかと捜し歩いていると、根元の太さは二間ほどあろうと見える、高さ二〇丈許の杉の木が、六間程向こうに立つていた。中大夫は従者を呼んで、「わしのひが目か、それとも何かに化か

されたのか、お前にも見えるか」と尋ねると「私にも見える」と言う。そこで中大夫は、さては迷わし神にあつて思いがけない所に来てしまつたのだろうと考える。

中大夫、「然レバヨ、既ニ迷ハサレニケルゾ。何ガセムト為ル。極テ怖シ。去来、返ナム。家ヨリ何町許來ニタルラム。六借キ態カナ」ト云テ、返ナムト為ル時ニ、従者ノ男ノ云ク、「此許ノ事ニ值テ、故モ无ク過シテムハ无下ノ事ナルベシ。此ノ檻ノ木ニ箭ヲ射立テ置テ、夜明コソ尋テ御覧ゼメ」ト云ケレバ、中大夫、「現ニ然モ有ル事也。去来、然バ、二人シテ射ム」ト云テ、主モ従者モ共ニ弓ニ箭ヲ番テケリ。従者ノ男、「然ラバ今少シ歩ビ寄テ射サセ給ヘ」ト云ケレバ、共ニ歩ビ寄テ、二人乍ラ一度ニ射タリケレバ、箭ノ尻答フト聞ケルマ、ニ、ソノ檻ノ木俄ニ失ニケリ。然レバ、中大夫、「然レバヨ、物ニ值ニケルニコソ有ケレ。怖シ。去来、還ナム」ト云テ、逃ルガ如クニシテ返ケリ。

然テ、夜明ニケレバ、朝ニ中大夫、従者ヲ呼テ、「去来、夜前ノ所ニ行テ尋テ見ム」ト云テ、従者ト二人行テ見ケレバ、毛モ无ク老タリケル狐ノ檻ノ枝ヲ一ツ昨ヘタリケルガ、腹ニ箭ヲ一ツ被射立テコソ死テ臥タリケレ。此レヲ見テ、「然レバコソ、夜前ハ此ノ奴ノ惑ハシケル也ケリ」ト云テ、箭打抜テ返ニケリ。(狐、変大檻木被射殺語。二七・37)

右の六例の命令・勧誘表現を次に順に抜き出す。ここは特に敬度も付記する。

- ① 去来、返ナム。
(中大夫→従者。C)
- ② 去来、然バ、二人シテ射ム。
(中大夫→従者。C)
- ③ 夜明コソ尋テ御覧ゼメ。
(従者→中大夫。A)

④ 今少シ歩ビ寄テ射サセ給ヘ。

(従者→中大夫。A)

⑤ 去来、還ナム。

(中大夫→従者。C)

⑥ 去来、夜前ノ所ニ行テ尋テ見ム。

(中大夫→従者。C)

④の例を除いて、ここには②型が五例あり、うち四例は「……ム」「……ナム」の形である。更にここでは何れも感動詞「イザ（去來）」を伴つていて、中大夫が従者に向かつて「さあ……しよう」と誘い掛けたものである。これは話し手自身を含めた勧誘であるから常体表現である（相手が従者でもあるが）。『今昔物語集』には「……ム」「……ナム」「……テム」の形式の命令・勧誘表現が約七〇例見られるが、このうち(1)「イザ……」の形のものが二八例、(2)「イザ」が無くても話し手自身を含むものが三三例あり、一方(3)「イザ」が無く、話し手自身を含まぬものは七例である。この(3)の例も、対等または下位者に対する例が多く、従つてこれら三形式によるものはそのほとんどが常体表現である。右の中大夫から従者に対する表現もこの例に漏れない。残る③の一例は「コソ……メ」の形である。「コソ」によつて「夜明」を強調しつつ、聞き手の行為を推量する形で述べることによつて、主人の中大夫に柔らかく勧奨・懲懲しているものである。

引き続き「コソ……メ」の例を見る。

次は、藤原高藤が十五、六歳のころ鷹狩りに出かけ、俄に激しい風雨、稻妻、雷鳴にあつて、とある一軒の人家に雨宿りした時のことである。風雨は治まらず、雷電霹靂して恐ろしい程の荒れ様であつたが、引き返すことも出来ないので、そのまま板敷に腰をおろしてじつとしていた。

而ル間、日モ漸ク暮ヌ。何ニセムト心細ク怖シク思エテ居給ヘルニ、家ノ後ノ方ヨリ青鈍ノ狩衣袴着タル男ノ年四十余許ナル、出来テ云ク、「此ハ何人ノ此テハ御スゾ」ト。君答テ宣ク、「鷹ヲ仕ツル間ニ、此ル雨風ニ合テ可行キ方モ不思デ、只馬ノ向タル方ニ任セテ走セツル程ニ、家ノ見ツレバ、喜ビ乍ラ此ニ來タル也。何セムズル」ト。男ノ云ク、「雨ノ降ラム程ハ此ニコソ御マサメ」トテ馬飼男ノ居タル所ニ寄テ、「此ハ誰ガ御スゾ」ト問ヘバ、「然ノ人ノ御マス也」ト舍人ノ男答フレバ、家主ノ男、此ヲ聞驚テ、家ノ内ニ入テ、家ヲ□ヒ火燈シナドシテ、暫許リ有テ出来テ云ク、「賤ノ様ニ候フ所ナレドモ、此テハ何デカ御サム。雨ノ止ム程ハ内ニコソ御サメ。亦、御衣モ痛ク濡サセ御マシタリ、炮干ナドシテコソ奉ラメ。……ト申セバ、賤ノ下衆ノ家ナレドモ、故シクシテ可矣。」（高藤内大臣語。一三一・7）

ここには「コソ……メ」による命令・勧誘表現が一例見られる。「雨ノ降ラム程ハ此ニコソ御マサメ」「雨ノ止ム程ハ内ニコソ御サメ」の二例であるが、それぞれ説明的な直訳を示せば、次のようになろう。

- ① 雨が降っている間は、ここに（このまま）いらっしゃつたら宜しいでしょう。
- ② 雨が止むまでは、（ここではなく）中におはいりくださいます。

『世継物語』には該部分が、次のようになつてゐる。両者を比較してみよう。

① 「雨いたくふらむ時はかくておはしませかし」

これは「命令形十かし」で直接的な命令形式（ただし「かし」によつて柔らげている）であるが、『今昔物語集』の方は「コソ」によつて「此ニ」及び「内ニ」をそれぞれ強調しつつ、聞き手の行為を推量する形で述べることによつて、柔らかく勧奨・懲諭した形になつてゐる。

この「コソ……メ」の形式は最も和文的な色彩の強いものである。訓読語には「コソ」の用例は極めて少ないとされるが、更に、「コソ……已然形」の呼応が逆接の前提句を形成せず、右の例のようにそこで断止する例はないようであり、その点から見てもこの形式は、和文特有のものといえようと思う。この形式は『今昔物語集』の中でも、卷二二以降の和文的な傾向の強い巻々に偏在しているのである。

次の話には「コソ……メ」の他に「……テム」の一例が見られる。

比叡山の僧が帰郷して妻帯後、法事の餅で酒を作ったところ、壺一杯の蛇に見えたので壺のまま遠くの野に捨てた。一両日して、そこを通りかかった三人の男がこの壺を見つけ、蓋を開けるとすばらしい酒の香がする。

三人ノ男、「此ハ何ナル事ゾ」ナムド云フ程ニ、一人ガ云ク、「我レ只此ノ酒ヲ呑テバヤ」ト。今二人ノ男、「野ノ中ニ此ク弃テ置タル物ナレバ、ヨモ只ニテハ不弃ジ、定テ様有ル物ナラム。怖シ気ニ、否不呑ジ」云ヒケルヲ、前ニ呑ト云ツル男極タル上戸ニテ有ケレバ、酒ノ欲サニ不堪シテ、「然ハレ其達ハ否不呑ソ。我ハ譬ヒ何ナル物ヲ弃置タル也トモ、只呑テム。命モ不惜ラズ」ト云テ、腰ニ付タリケル具ヲ取出テ、指救テ一环呑タリケルニ、実ニ微妙キ酒ニテ有ケレバ、三环呑テケリ。

今二人ノ男、此ヲ見テ、其レモ皆上戸也ケレバ、「欲」ト思テ、「今日此ク三人烈ヌ、一人ガ死ナムニ、我等モ見弃テムヤハ。譬ヒ人ニ被殺ルトモ、同ジクコソハ死ナメ。去来我等モ呑テム」ト云テ、一人ノ男モ亦呑テケリ。世ニ不似ズ美キ酒ニテ有ケレバ、三人指合テ「吉ク呑テム」ト云テ、大ナル壺也ケレバ、其ノ酒多カリケルヲ、指荷テ家ニ持行テ、日來置テ呑ケルニ、更ニ事无カリケリ。(以佛物餅造酒見蛇語)。

一九・21)

右の三例の命令・勧誘表現を次に順に抜き出して示す。

- ① 同ジクコソハ死ナメ。 (二人ノ男→自分達)
- ② 去来我等モ呑テム。 (一人ノ男→自分達)
- ③ 吉ク呑テム。 (三人ノ男→自分達)

このうち②③はともに「呑テム」の形である。「呑マーム」ではなくて「呑ミーテーム」であるから、これはなんとしても呑んでしまおう。

となる。右の「テム」は『あゆひ抄』に「『て』の字と『ん』の字の心を合はせて心得ればやすきなり。たとへば求めてんと詠むは 求めんとのみ詠むよりは確かにしおく心添へり」^{*12} (傍点筆者)といつているのに相当しよう。「去来我等モ」というのであるから、自らの強い意志であり、同時に他に対する強い勧誘である。敬度がCであるのは、前述の「中大夫」の場合と変わらない。因みに前半部にある、先に酒を呑んだ男の「我ハ……只呑テム」という言葉は「呑ム」主体が「我」即ち話し手だけであって、聞き手を含まぬから、勿論勧誘の意を持たない。

①の「同ジクコソハ死ナメ」は「コソーハ」とあって、「同ジク」即ち「共に、一緒に」ということが一段と強調された表現になつてゐる。前掲(二七・37。二二・7)三例の「コソ……メ」が何れも聞き手の行為を問題とし、勧奨・懲処しているのと違つて、これは「自らも一緒に」という話し手の強い意志に基づく発話であるだけに、他に対する働き掛けの強い勧誘になつてゐる。

次いで「ベシ」について述べる。

『今昔物語集』の命令・勧誘表現のうち最も多数を占めるのは、「ベシ」によるものである。総数二一〇〇余のうち五三〇余で、実にその四分の一を占める。この「ベシ」の多用は『今昔物語集』の大きな特色である。先に①型を考察した際、命令・勧誘表現中の①型の比率について触れたが、『今昔物語集』の①型の比率が、中古の仮名文学作品のそれに比し、約二〇%低かったのは、この「ベシ」の多用によつて、②型の比率が相対的に甚だ高いことと表裏の関係にある。ここではその「ベシ」の意味を中心に若干の考察を試みる。

次は、震旦の智感が急死し、翌日蘇生して冥途の様子を語つているところである。文中の「智感」とは智感自身を指す。

「王が智感を見て、『今一員の闕官がある。それで汝を召してその官に充てようとするのだ』という。智感は『自分には老親がある。また福業があるからまだ死ねない』と答える」

王ノ宣ハク、「此レヲ勘フルニ、実ニ云フガ如ク也。但シ、汝、未ダ死ニ不^{アタラ}当ズ。然レバ、忽ニ不可死ズ。
只、權ニ此ノ官府ニ來ツ、録事ヲ可判シト。智感、命ニ可隨キ由ヲ受ツ。吏、智感ヲ引テ、退テ曹ニ至ル。

(震旦)柳智感、至冥途帰來語。九・31)

ここで「録事ヲ可判シ」という王の言葉を智感は「命令」と受け取つてゐる(「智感、命ニ可隨キ由ヲ受ツ」)。

「ベシ」についての当時の意識の一端を窺わせる例であり、興味深い。

命令・勧誘表現に用いられている「ベシ」の意味を考える上で、次の比較も手掛かりになろう。上段は『今昔物

『語集』、下段は『宇治拾遺物語』の文である。

「汝ガ来レル故ハ何ゾ、慥ニ可申シ」（一〇・15）→「たしかに申セ」（一九七）

「此ノ里ノ人、速ニ此ノ里ヲ去テ、命ヲ可生シ」（一〇・36）→「命生きよ」（三〇）

『今昔物語集』の「……ベシ」に対応する部分が『宇治拾遺物語』では命令形になつてゐる。ただし、だからといつて、「可申シ」と「申セ」、「可生シ」と「生きよ」の意味及び表現価値が全く等しいなどと言う積りはない。「ベシ」が命令・勧誘表現に用いられる場合にも、その表現価値は決して一樣、単純ではないのである。次の例をみよう。

常愍ジャウミンノ云ク「般若經ハ、此レ、菩提ノ直道、往生ノ要須也。然レバ、汝チ、猶、此レヲ可写シ」ト勧ムト
云ヘドモ、道俊、惣ベテ此ノ事ヲ不受スシテ、（七・5）

彼ノ林ノ中ニ壹人ノ株牛ウシカヒノ女有リ、難陀波羅ナシダハラト云フ。淨居天、來キアリテ勸メテ云ク、「太子、此ノ林ノ中ニ來キタリ

給ヌ。汝チ供養シ奉ベシ」ト。女、此ヲ聞テ喜ブ。（一・5）

彼ノ比丘、此ノ家ニ至テ妻ヲ勸メテ云ク、「佛ノ出世ニハ難值シ、經法ハ難聞シ。人身亦難得シ。汝當ニ
佛ヲ見奉リ、法ヲ聞キ専ニ布施ヲ可行シ」ト。妻、答テ云ク、「我ガ夫出タリ。還リ來ナムニ語テ、布施
ヲ可行シ」ト。（一・13）

右の三例は「『……ベシ』ト勧ム」、「勸メテ云ク、『……ベシ』ト」の形のものである。特に第三の例は「当ニ……ベシ」の呼応を持つた例であるが、すべて勧奨ということにならう。決して狭義の命令ではない。では次の「ベシ」はどのように解すべきであろうか。

諸国修行の僧が九州を巡り歩いているうち、山の中に迷つて何日も人里に出ることが出来ない。

而ル間、山ノ中ニ一草庵有ル所ヲ適ニ見付タリ。喜テ、近ク寄テ、「其ノ庵ニ宿セム」ト云ニ、庵ノ内ヨリ一人女出来テ云ク、「此ハ人ノ宿リ可給キ所ニモ非ズ」ト。僧ノ云ク、「己レ、修行スル間、山ニ迷、身疲れ、力无シ。而ルニ幸ヒ、此ニ来レリ。譬ヒ、何ナル事有ト云トモ宿スベシ」ト。女云ク、「然バ、今夜許ハ宿リ給ヘ」ト。僧、喜テ、庵ニ入リヌ。（鎮西餌取法師往生語。一五・28）

女に断られても僧は必死である。山の中を嘆き悲しみながら、何日も迷つていたのだから無理もない。それにしても、「譬ヒ、何ナル事有ト云トモ」はいかにも強引である。僧の切羽つまつた心情が窺われよう。そして、僧のこの焦りが「宿スベシ」——「宿シ給フベシ」ではない——となつたものであろうか。というのは、立腹したり、必死になつたりすると、敬度が変化することがあるからである。二重敬語が通常の敬体になつたり、敬体が常体になつたりという具合に。^{*13}ともあれ、宿を頼む時に無敬語（常体）なのは珍しい。ただし、ここで、論理の強引さ、其の口調の激しさと、「ベシ」の意味とを混同してはなるまい。この「ベシ」が「どうしても、……してもらいたい」という気持ちを表わしているにしても、「泊めよ（宿セ）」と命令している訳ではない。「宿スベシ」と「宿セ」とは異なるのである。

②型の検討の最後に「ナム……ベキ」の係結の例を見る。この形式によるものは次の三例である。

- 1 「今ハカクナム可有キ」（糀種→龍王ノ娘。三・11）
- 2 「他ノ事不候ハ、廻テナム寄ラセ可給キ」ト。（軍共→守、頼信。一五・9）

3 「講師ヲバ 楽ヲシテナム、迎ヘ可奉キ」 ト人ノ申セバ（人→郡司。二八・7）

右のうち1については後の③型のところで触れる。2は源頼信が平忠常の乱を平定した話の中に出でくるもので、頼信の質問に軍兵が答えたものである。「ほかにより方法はありません。迂回してお攻めになるべきでしょう」と言っているのである。因みにこの部分『宇治拾遺物語』には「さらに渡し給ふべきやうなし。廻りてこそ寄せさせ給ふべく候へ」とある。3は教円座主が若い頃、近江の国の郡司に佛堂供養の講師として招かれた時のこと。無教養な郡司が舞楽を田楽と錯覚して講師を迎えた話の中の一旬である。「樂をしてお迎え申すべきでしょう」。これらは「ナム」による係結をとつているが、上位者に対しても柔らかく、勧奨、懇意しているものである。

(三)

③型の考察に移る。③型は四〇例程であるが、主として依頼に用いられる。

先ず、宿の貸借の場合を例として、③型の表現価値を吟味しようと思う。

- 1 唐門屋ノ家有アリ。其ノ門ニ袖メ数タ着タル若キ女ノ清氣ナル、立テリ。僧、立寄テ、其ノ女ニ云ク「山ヨリ法輪ニ詣テ罷リ返ルニ、日暮タレバ、今夜許リ此ノ殿ニ宿シ給ヒテムヤ」ト。女「暫ク立給ヘレ。申テ返リ来ム」ト云テ入ヌ。即チ出来テ云ク「極メテ安キ事也。疾ク入給ヘ」ト。（比叡山僧、依虚空像助得智語。一七・33。若キ僧→若キ女、若キ女→若キ僧、家主の意向を承けて）若キ女→若キ僧）
- 2 今昔、東ノ方ヘ行者有ケリ。何レノ国トハ不知人郷ヲ通ケルニ、日暮ニケレバ、「今夜許ハ此郷ニハ

宿セムト思テ、小家ノ□ニ大キヤカニ造テ、稔ハシ氣也ケルニ、打寄テ馬ヨリ下テ云ク「其ゞヘ罷ル人ノ、日ノ暮ニタレバ、今夜許宿シ給テムヤ」ト。家主立タル老シラヒタル女、出来テ「疾ク入テ宿リ給ヘ」トイヘバ、喜ビ乍ラ入テ、客人居ト思シキ方ニ居ヌ。(東下者、宿人家値産語。二六・19。

男→家主の老女、家主の老女→男)

3 遥ニ山ヲ隔テ、遠ク去テ、人郷ノ有ケルニ行出ニケレバ、「今ハヨモ人モ不知ジ」ト思テ、人ノ家ノ有ケルニ寄テ、「阿弥陀佛勸メ行ク法師也。日暮ニタリ、今夜許宿シ給テムヤ」ト云ケレバ、家主ノ女有テ、「男ハ物ニ罷行ニタレド、然ラバ今夜許ハ宿リ給ヘ」ト云テ入レタレバ、下衆ノ小家ナレバ、程モ不隔ズシテ、法師ヲ竈ノ前ニ居エタリ。(阿弥陀聖、殺人宿其家被殺語。二九・9。法師→家主ノ女、家主ノ女→法師)

右の三例について、宿を乞う者と家主側との言葉の中核的な部分を順に抜き出すと次のようになる。

- 1 「宿シ給ヒテムヤ」(③型、若キ僧) ↓↑ 「入給ヘ」(①型、若キ女)
- 2 「宿シ給テムヤ」(③型、男) ↓……↑ 「宿リ給ヘ」(①型、家主の老女)
- 3 「宿シ給テムヤ」(③型、法師) ↓……↑ 「宿リ給ヘ」(①型、家主ノ女)

ここでは宿を乞う者は「宿シ給ヒテムヤ」(③型)と婉曲、丁寧に依頼し、家主側は「入給ヘ」「宿リ給ヘ」(①型)と応じている。この共通の言葉に、それぞれの立場が端的に反映していることを見るであろう。

また三例とも、「日暮タレバ」「日暮ニタリ」というふうに、理由をあげながら宿を乞うている。これはものを頼むとき、その依頼の理由や事情を言い添える方が丁寧だと意識するからであろう。他にもこ

ういう例は多いのである。この点、現在の言語行動のあり方と変わらない。

以上、宿の貸借という恩恵授受関係即ち恩恵を与える立場と恩恵を受ける立場の言葉遣を具体的に見た。これによつて、③型（及び①型）の表現価値を確認し得るであろう。^{*14}

『今昔物語集』全巻を通じて③型の初出例は、次の天竺・震旦部の「釈種、成龍王 婦語」の一節中のものである。戦のために国を追われ流浪中の一人の釈種が、一羽の大きな雁に乗つて、どことも知れぬ遙かな地に降り立つ。見れば池の辺である。釈種は木陰に横になつているうちに寝込んでしまう。

其時ニ、此ノ池ニ住ム龍ノ娘、出テ水ノ辺リニ遊ブ程ニ、此釈種ノ寝タルヲ見。龍ノ娘、夫ニ為ムト思フ心忽ニ出キテ思フ様「此レハ人ニコソ有メレ。我ハカク恠シキ、土ノ中ニ住ム身也。定テ恠ミ思ヒナム、亦、賤シビ、蔑ラレナム」ト思テ、人ノ形ニ成テサリ氣無テ遊び行クヲ、此ノ釈種見テ寄テ、物語ナドシテ近付キ馴レニケリ。

其ノ後、釈種、猶、恠シク思ユレバ云フ様ウ「……何デカカク恭 クハ近付キ馴給フニカ。返々怖シクナム思工サセ給フ」ト。龍ノ娘ノ云ク「父母ノ教ヘニ依テカク侍ル也。哀レニ恭キ契リ侍リケレバ、申サム事ニハ隨ヒ給ヒナムヤ」ト云ヘバ釈種「何デカ、何事ナリトモ。カク許ノ契ニ御ケレバ、己モ難去ク恭ナクナム思ヒ奉ル」ト云ヘバ、龍ノ娘、「君ハ止事无キ釈種ニ在マス、自ハ賤シキ身也」ト云ヘバ、釈種、「君ノ賤サハ何事カ侍ラム。……サテモ、此ハ山深ク池ケ大ニシテ人ノ栖ト不見ズ。在シ所ヲバ何クニカ侍ルラム」ト云ヘバ、龍ノ娘、「申侍ラムニ、定テ疎ミ思シヌベケレドモ、カク許成リ給ヒヌレバ、隠シ奉ラムモ由无シ。

実ハ自ハ此ノ池ニ住ム龍王ノ娘也。……人ト獸ト既ニ道異也。然レバ万ヅ糸慎マシク侍リ。家ハ此ノ池ノ内ニ侍リ」ト云フニ、糸種、此ノ事ヲ聞テ、「既ニ親ク成ヌレバ、今ハカクナム可有キ」ト答フ。

龍ノ娘、「糸ウレシキ事也」ト喜ビテ、「今日ヨリハ何ニモ仰ニ可随」ト云フ。糸種ノ云ク、「我レ、前世ノ功德ノ力ニ依テ糸種ノ家ニ生タリ。願クハ此ノ龍女ヲシテ人ニ成シ給ヘ」ト祈ルニ、誓ニ依テ、其ノ身忽ニ変ジテ人ト成ヌ。其ノ時、糸種、喜ビ思フ事无限シ。此ノ女、糸種ニ申サク、「我レ前世ノ罪ニ依テ、其カク悪趣ニ生レタリ。无数劫ノ間、此ノ苦ヲ不免ズ。今、君ノ福德ニ依テ、其身ヲ刹那ニ転ジテ人ニ成タリ。此ノ身以テ君ノ徳ヲ報ゼムト思フニ、賤シキ身ヲ以テ何ニシテカ此ノ徳ヲ報ジ申サム」ト云フ。糸種ノ云ク、「何事ヲカ報ジ給ハム。可然キニテコソ有ラム、今ハカクコソハ有ラメ」ト。(三・11)

右は、「大系」の頭注にいうように、異常な状況下における男女の深い契りの後の、女性側からのプロポーズである。即ち龍王の娘が糸種に対し、「哀レニ恭キ契リ侍リケレバ」と理由をあげつつ「申サム事ニハ隨ヒ給ヒナムヤ」——わたくしの申し上げることにお隨い下さいますでしようか(お聞き入れ下さいませんか)——と相手の意向を尋ねながら、その実現を依頼・懇請しているところである。女性側からのプロポーズであるのが珍しい。

漢文訓読調の強い文章(しかも話中の会話文も純和文的な調子ではない)の中に「隨ヒ給ヒナムヤ」という③型表現が見られる。この「……給ヒナムヤ」は和文調を代表する語句である。これは漢文訓読調の表現では、こうした場面の人情の機微、微妙な心理のあやを担い切れないということであろう。ここに最も和文的な調子の③型による表現の理由があろうと考える。

なお、ここには他に、①型の「願クハ……人ニ成シ給ヘ」、②型の「今ハカクナム可有キ」(ナム……ベキ)、

同じく②型の「今ハカクコソハ有ラメ」（コソ……メ）の例がみられる。②型の一例を直訳して示す。

「今はもうこのままでいるのがいいでしょう（このままでいましょう）」（「大系」の脚注では「意訳すれば、これから末永くお前と暮そうよ」とする）。

「今はもうこのままでいましょう」（「大系」の脚注では、右と同意とする）。

ともに自らを含めた勧誘であり、二つはほとんど同意といつていい。また文の構造も等しい。ただ係助詞の「ナム」と「コソ」の違いによつて、一は、柔らかく語り掛けるような調子であり、一は、きつぱりとした歯切れの良い調子であるといつてよからうか。

次は、有名な「一角仙人、被負女人、従山來王城語」^{ニヨニンヲハレ ヤマヨリワウジヤウニキタケル}の前半部で、一角仙人が美女の色香に迷い、神通力を失つた話の一節である。

深山に多年修行し、空を飛び、高い山を動かし、禽獸を隨える通力を持つた一角仙人が、大雨の降つた峻しい山道で不覚にも足を滑らし転倒した。年老いたせいなのだが、大いに立腹した仙人は雨を降らす龍王を皆捕らえて水瓶に閉じ込めてしまつた。ために雨が降らず、十二年の大旱魃。様々の祈祷も力及ばず、困惑した国王は大臣の進言を容れ、美女の色香をもつて仙人を堕落させ、通力を失わせようと、五百人の美女を仙人の許に派遣した。

女人等、山ニ入りテ車ヨリ下リテ五百人打チ群レテ歩ビ寄タル様、云ハム方无ク目出タシ。十廿人ヅツ歩ビ別レテ可然キ窟ノ巡リ、木ノ下・峯ノ間ナドニテ、哀レニ歌ヲ詠フ。山モ響キ谷モ騒ギ、天人モ下リ、龍神モ趣ベシ。而ル間ニ、幽ナル窟ノ側ニ苔ノ衣ヲ着タル一人ノ聖人有リ。瘦セ疲レテ身ニ肉无シ。骨ト

皮トノ限リニテ何コニカ魂ハ隠レタラムト見ユ。額ニ角一ツ生ヒタリ。怖シ氣ナル事无限シ。影ノ如クシテ杖ニ懸^{カカ}リテ水瓶ヲ持テ咲ミ枉テヨロボヒ出^{イデ}タリ。

云フ様、「此ハ何ナル人^{イカ}ノカク御シティミジキ歌ヲバ詠ヒ給フゾ。我ハ此ノ山ニ住シテ千年ニ成リ侍リヌレドモ、未ダカ、ル事ヲナム不聞侍ヌ。天人ノ下リ給ヘルカ、魔縁^{マエン}ノ來リ近付クカ」ト。……（女達ノ）歌ヲ詠フヲ聖人聞テ、実ニ古モ今モ未ダ不見ヌ姿共シテ艶^{エモイハ}ズ哀レニ詠ヒ居タレバ、目モ曜^{カカヤ}ク心地シテ、心モ動キ、魂モ迷ヒヌ。

世に端巖美麗にして音美なる女の哀れに歌を詠うを聞きつけた聖人は「影ノ如クシテ杖ニ懸リテ水瓶ヲ持テ咲ミ枉テ」つまり笑みで相好を崩しながら、よろめき出てきた。天人が魔縁かと思われる美女集団の「実ニ古モ今モ未ダ不見ヌ姿共シテ艶^{エモイハ}ズ哀レニ詠ヒ居タ」るを見た聖人は「目モ曜^{カカヤ}ク心地シテ、心モ動キ、魂モ迷ヒヌ」という簡潔な一句は、この場の聖人の魂のという様である。この「目モ曜^{カカヤ}ク心地シテ、心モ動キ、魂モ迷ヒヌ」という簡潔な一句は、この場の聖人の魂の抜けた様な惚けた精神状態を活写している。続いて聖人は言う、己の生涯の生き様をふいにした次の二言を。

聖人ノ云ク、「我ガ申サム事ニハ隨ヒ給ヒナムヤ」ト。女「軟ギタル氣色也、計リ落シテム」ト思ヘバ、「何ナル事也トモ何デカ不承ザラム」ト。聖人ノ云ク「少シ触レバヒ申サムトナム思フ」ト糸強^{イトコハゴハ}シ氣ニ月无氣ニ責メ云フニ、女、且ハ怖シキ者ノ心不破ラジト思フ、且ハ角生^{ツノオヒ}テ疎マシケレド、國王態ト然カ可有シトテ遣^{ツカハシ}タレバ、終ニ怖^ヒ聖人ノ云フ事ニ隨ヒヌ。（一角仙人→女。五・4）

深山に修行千年の劫を経た、さしもの一角仙人もここに終に墮ちた。喜んだ龍王は水瓶を蹴破つて空に昇り、忽ち雷電霹靂して大雨が降つたのである。

一角仙人の右の言葉（「我ガ申サム事ニハ隨ヒ給ヒナムヤ」）は先の〈龍王ノ娘→釈種〉の場合と変わらない。それは、こういう愛欲の場面では、仙人も龍女も、その心情は同じことなのであろう。

次は優婆^{ウバ}崛多^{クツタ}から常に女に近付くことを禁ぜられていた弟子が、川中で溺れかかっている女の手を取つて助けた場面。

如此^{カクノゴト}ク常ニ呵責シ給フ間、此ノ御弟子ノ比丘、白地^{ミデ}ニ他行ストテ一ノ河ヲ渡ル間、若キ女有テ亦同ク此ノ河ヲ渡ルニ、女、河ノ深キ所ニ至テ殆^{ホトホド}流レテ顛^{タク}レヌベシ。女ノ云ク、「彼ノ御スル御房^{ゴボウ}、我レヲ助ケ給ヘ」ト。比丘、不聞^{キキイレズ}入シテ思ヘドモ、忽チニ流レスベキガ糸惜^{イトホシ}サニ、寄テ女ノ手ヲ捕ヘテ曳上^{ビキ}グ。女ノ手ハ福^{フク}ヨカニ滑ラカナルヲ捲^{ニギリ}タル間、陸ニ曳上^{ビキ}ゲテ後モ猶、捲^{ニギリ}テ不免^{ユルサ}ズ。女、「今ハ免シテヨカシ、去リナム」ト思フニ、弥^{イヨイ}ヨ捲レバ、女恠^{アヤシ}ビ思フニ、比丘ノ云ク、「可然ニヤ有ラム、哀レトヤナム思聞^{オモヒキコ}ユル。我ガ申サム事ハ聞キ給ハムヤ」ト。女答^{コトベ}テ云ク、「流レテ既ニ可死^{シヌベ}カリツル身ヲ御シ会ヒテ助ケ給ヒツ。命ヲ存スル事、偏ニ君ノ徳也。然レバ争^{イカ}デカ宣^{ノタマ}ハム事ヲ辞申サムヤ」ト。（比丘→女。四・6）

右の「可然ニヤ有ラム、哀レトヤナム思聞ユル」——前世からの因縁云々、貴女のことをお慕わしく存じ上げております——はこうした場合の常套句でもあろうが、「聞ユ・申ス」と謙譲語を連ねた後の、尊敬語を含む③型「聞キ給ハムヤ」という表現は、先の一例同様こういう場面での話し手の立場——心理的劣位、俗に言う、惚れた弱み——を反映していようか。

なお、『宇治拾遺物語』の同話には、この部分次のようにある。同じく③型である。

僧のいはく、「先世の契ふかきことやらん。きはめて、心ざしふかく思ひ聞ゆ。わが申さんこと、き、給ひてんや」といひければ、（一七四。優婆崛多弟子事）

次は「聖人、犯_{キサキヲカシテコクウノトガラカウブリテテングトナレル}后_{ヲカシテコクウノトガラカウブリテテングトナレル}蒙_{カウブリテテングトナレル}國_{カウブリテテングトナレル}王_{カウブリテテングトナレル}答_{カウブリテテングトナレル}成_{カウブリテテングトナレル}天_{カウブリテテングトナレル}狗_{カウブリテテングトナレル}語」の一節で、深山幽谷に年來修行を積んだ聖人が、国王の後の美しいことを知り、愛欲の心に堪えず、不動明王の使者宮迦羅に、通力をもつて后を我庵に連れて来てくれるようにならんでいる場面である。ここに③型が二例出てくる。

宮迦羅ト申ス仕者顕レテ聖人ト語ヒ給フ時ニ聖人ノ申サク「我レ、年來思フ事有リ。叶ヘ給ハムヤ」ト。
仕者ノ宣ハク「我レ、本ヨリ憑ヲ係タル人ノ願フ事ヲ、一トシテ不叶ズト云フ事无ク聞ムト云フ誓ヒ有リ。
行者ニ仕ヘム事、佛ニ仕ルガ如シ。佛ノ境界ハ虚言無シ。何ナル事也ト云フトモ、何ゾ誓ヲ違ヘムヤ」ト。
行者、此レヲ聞テ、喜ビヲ成シテ申サク「……国王ノ后ト申スナル女人ハ、何ナル有様ニカ有ル、極_{キハメ}テ見マ
ホシキヲ、近來候ナル三千人ノ后ノ中ニ形貞端正ナラムヲ負テ御坐シナムヤ」ト申セバ、宮迦羅ノ宣ハク「糸、
安キ事也。然ラバ、必ズ、明日ノ夜、負テ将来ラム」ト契リテ返り給ヒヌ。（聖人→宮迦羅。一〇・34）
③型は尊敬語表現をとることが多いのであるが、特に右の第二例は「御坐ス」と最高度の尊敬語表現による依頼表現になつてゐるのが注意される。

天竺・震旦部には③型が計八例見られるが、その中五例までが以上の例のように求愛・愛欲に関わる場面で使用されている。これは、こうした場面での話し手の立場、その心理的劣位が、婉曲な③型——〈推量—疑問(問い合わせ)〉

の形式によつて、聞き手に柔らかく依頼する——をとらせるのであろうと思う。

本朝世俗部の③型の用例で、痛切な印象を与えるのは、「日向守□殺書生語」中の二例である。これは、任期満了の日向守某が事務引き継ぎ文書を改竄偽作させた上、己の悪事隠蔽のため、郎等に命じて書生を射殺させた話の中で、死を前にした書生が年老いた母と一人の子供の顔を一目見たいと郎等に懇願しているものである。

郎等私語畢サザメキコトヲハリテ出アラフデ行スクトテ、「彼ノ書生ノ主御セ。忍タル所ニテ物申サム」ト呼放チケレバ、書生我レ
 ニモ非アラデ寄テ聞カムト為ルニ、忽二人一人ヲ以テ書生ヲ引張セツ。郎等ハ調度ヲ負テ箭ヲ差番シノビテ立レバ、書生、
 「此ハ何力ニセサセ給フゾ」ト問ケレバ、郎等、「極ク糸惜クハ思ヒ進イミジレドモ、主イトホシノ仰セナレバ難辭申アルジ
 クテナム」ト云ヘバ、書生、「然ニコソハ候フナレ。但シ何コニテカ殺サセ給ハムズル」ト問ヘバ、郎等、
 「可然カラム隱マウスベレニ將行キテユキテ忍シノビヤカニコソハ」ト云ヘバ、書生、「仰セニ依テ此モ彼カクモシテ給ハムニ、事ハ
 可申キ様モ无シ。但シ年来見奉リツ、己ガ申サム事ヲバ聞給テムヤ」ト云ケレバ、郎等、「何事ゾ」ト問フニ、
 書生、「年八十ナル女ナム家ニ置テ、年来養ヒ候ツル。亦十歳許ナル小童チヒサキワラハ一人候フ。彼等ガ顔ヲナム今一度見ムト思給フルヲ、彼ノ家ノ前ヲバ將渡ヨビイデシ給テムヤ。然ラバ彼等ヲ呼出サバカリテ顔ヲ見候ハム」ト云ヘバ、郎等、
 「糸安キ事ナ、リ。然許ナノ事ハ何ドカ无カラム」ト云テ、其方様ニ將行ノゾカタザマクニ、書生ヲバ馬ニ乗セテ人一人シテ馬ノ口ヲ取テ、病人ナドヤメル将行キテユカムノ様ニ、然ル氣无シニテナム將行ケル。郎等ハ其ノ後ニ調度ヲ負テ馬ニ乗テナム行ケル。
 (書生→郎等。二九・26)

この後に、書生は我が家の前で老母、妻子と最後の対面をすることとなる。日向守の酷薄・非道な処置、それを

己の運命と観念し、唯々として死地に赴く書生。その書生のせめての願いを表したのが右の「己ガ申サム事ヲバ聞給テムヤ」「彼ノ家ノ前ヲバ將渡シ給テムヤ」の二つの言葉である。

次の「通大峯僧、行酒泉郷語」には泣く泣く「助ケ給ヒテムヤ」と助命を乞うている場面がある。

今昔、仏ノ道ヲ行フ僧有ケリ。大峯ト云フ所ヲ通ケル間ニ、道ヲ踏違テ、何クトモ不思エヌ谷ノ方様ニ行ケル程ニ、大ナル人郷ニ出ニケリ。……若キ男「去來給ヘ」ト云テ、具シテ將行ケバ、僧「怖シ」ト思ヘドモ可遁キ方无ケレバ、只云フニ隨テ行ケルニ、片山ノ有ル所ニ將行キテ、男ノ云ク「実ニハ汝ヲ殺サムガ為ニ、此ヘハ将来ツル也。」前モ此様ニシテ此ニ来ヌル人ヲバ、返テ此ノ有様ヲ語ラム事ヲ怖レテ、必殺ス也。然レバ此ニ此ル郷有ト云フ事ヲバ、人努メ不知ヌ也」ト云フニ、僧此レヲ聞クニ、惣テ不思エデ、泣ク此ノ男ニ云ク「……道ヲ踏違ヘテ、思ヒ不懸ズ此ニ来テ、命ヲ亡シテムトス。死ヌル道遂ニ遁ル所ニ非ズ。然レバ其レヲ苦シムニハ非ズ。只其ノ、仏ノ道ヲ行フ僧ノ咎無キヲ殺シ給テムト為ルガ无限キ罪ニテ有レバ、若シ助ケ給ヒテムヤ」ト云ヘバ、（僧→男。三一・13）

次は「延喜御屏風伊勢御息所、読和歌語」の一節で醍醐天皇が皇子の御袴着用の屏風歌の不足に気づき、急ぎ藤原伊衡を伊勢御息所の許に遣わし、一首の詠進を求める場面である。

（伊衡ハ）簾ノ許ニ近ク寄テ、「内ノ仰セ事ニ候フ。『タサリ若宮ノ御着袴ニ屏風シテ奉ルニ、色紙形ニ書カム料ニ、和歌読共ニ歌読セテ書セツルヲ、然ノ所ヲ思落シテ、歌讀ニモ不給リケレバ、其ノ所ノ色紙

形ニハ可書キ歌モ无シ。然レバ、其歌可讀キ躬恒・貫之召サスレバ、各物ニ行ニケリ。今日ニハ成ニタリ、亦異人ニハ可云キ様无ケレバ、此ノ歌只今讀テ被遣ナムヤ』トナム仰セ事候ヒツル」ト云ヘバ、御息所極ク驚テ、
「此ハ可被仰事ニカ有ラム。兼テ仰セ有ラムニ、躬恒・貫之ガ讀タラム様ニハ何デカ有ラム。増シテ俄ニ糸破无キ仰セ事也。思ヒ可懸事モ非リケリ』ト云音髪ニ聞ユ。(醍醐天皇→伊勢御息所。二四・31)

「此ノ歌只今讀テ被遣ナムヤ」という、尊敬語「ル」を含む、③型の婉曲・鄭重な言葉遣に切羽詰まつた天皇の心情が窺われるようだ。 (なお、「大系」はここを「被遣ナムヤ」と訓む。)

一方、この③型は、悪事を企んだり、何らかの下心があつたりする場面で用いられた例がある。

次は、「放免共、為強盜入人家被捕語」の初めの部分である。強盜を計画した放免共が目指す資産家の下男を酒食・甘言をもつて籠絡し、手引きを依頼している場面である。

東ノ獄ノ邊近キ所ニテ有ケレバ、獄ノ邊ニ住ム放免共、數相ヒ議シテ、強盜ニテ□ガ家ニ入ラムト思ケルニ、其ノ家ノ有様ヲ委モ不知ザリケレバ、「構ヘテ、其ノ家ニ有ラム者ヲ一人語ヒ取ラム」ト謀ケルニ、□ガ摂津ノ国ニ知ル所ノ有ケルヨリ宿直ニ上タリケル下衆男ノ有ケルヲ、放免共、「其ノ宿直人ノ男ヲ放免ノ家ニ謀寄セテケリ。物吉シテ食ハセ酒ナド呑セテ語ヒケル様、『和主ハ田舎人ニテ有ナレバ、京ニテハ常ニ物欲キ時モ有ラム、亦要事ナル事モ有ラム、極テ糸惜シ。故有テ和主ノ糸惜ト思フ事ノ有ルゾ。和主ハ若ケレバ否シラ。然レバ今ヨリハ京ニ有ラム程ハ、此様ニ常ニ坐セ、物モ食セム。亦用

「有ラム事ハ云ヘ」ナド懇ニ語ヒケレバ、男、「喜」トハ思ヒ乍ラ、「恵」ト思ケレドモ、亦、「然ル様コソ有ケメ」ト思テ返ヌ。

此様ニ為ル事既ニ四五度ニモ成ニケレバ、放免共、「今ハ□得ツ」ト思テ、辞ビ氣无ク語ヒ付テ後、云ケル様、「実ニハ和主ノ宿直スル家ニ我等入レテムヤ」。然ラバ无限キ喜ビヲ云ハム。此ノ世ニ身一ツ過許ノ事ヲコソハセメ。此レ人ノ可知キ事ニ非ズ。世ニ有ル人ハ上モ下モ、身ノ為ニコソ人モ怖シケレ」ナド事吉ク□ケレバ、此ノ男下衆ナレドモ思量有テ賢カリケル奴ニテ、心ノ内ニハ、「奇異キ事ナレバ思ヒ不懸マジキ事」トハ思ケレドモ、「只今辞ビバ定メテ悪カリナム」ト思テ、「糸安キ事也」ト請テケリ。（放免共→宿直ノ下衆男。二九・6）

「物吉シテ食ハセ酒ナド呑セ」甘言を弄すること既に四五度に及んで、「辞ビ氣无ク語ヒ付テ」つまり断わり切れない状態に追い込んでおいて、実は、と本心を明かす。「実ニハ和主ノ宿直スル家ニ我等入レテムヤ」。そうしたら、うんと御礼をしよう、一生面倒を見よう。ここの一「……入レテムヤ」（③型）は動かしようのない表現である。なお、宿直の下衆男に対する呼称について一言する。初め放免たちは「其奴（ソノヤツコ）（あいつ）」と、卑しめた言い方をしているが、面と向かつては「和主（ワヌシ）（あんた）」となる。殊更に親愛の情を示そうとしている訳である。ついでに言えば「此様ニ常ニ坐セ、物モ食セム。亦用有ラム事ハ云ヘ」等の尊敬語の使用にも、下手に出て機嫌を取ろうとする意図が見られよう。

以上は依頼、懇願の例であるが、次に勧誘の例を二つ挙げる。

今昔、無縁也ケル小僧ノ常ニ清水ニ参ル有ケリ。……例ノ如ク、清水ニ参テ御前ニシテ経ヲ読ミ居タルニ、糸、清氣ナル女、傍ニ有リ。可然キ人ノ娘ナドハ不見ネドモ、共ノ女童部ナド有ベカシクテ、具シタリ。此ノ女、僧ニ云ク「此クテ見レバ、常ニ参リ給フヲ、貴シト思フニ、何コニ御スル人ゾ」ト。僧ノ云ク「指ル住所モ无クテ、迷ヒ行ク法師也」ト。女ノ云ク「京ニ御スルカ」ト。僧ノ云ク「京ニハ知タル人ダニ无シ。此ノ東渡ニナム候フ」ト。女ノ云ク「日暮^{クレ}又レバ、今夜ハ不返給ハジ。亦、物ナド食所口无クハ、我ガ家ニ御シナムヤ。此ノ近キ所也」ト。僧「日暮^{クレ}又レバ、可行宿キ所モ、糸喜^{ママ}ク候フ事也」ト云テ、行ヌ。〔無縁僧、仕清水觀音成乞食聾得便語。女→無縁僧。一六・34〕

男ノ云ク「我レ可然キ宿世有テ君ヲ得タリ。深キ契^{チギリ}ヲ成サムト思フ。我レハ遠キ国ニ行ク人也。我ガ行力ム所ニ具シテ御ナムヤ」ト。〔男→女。一六・9〕

ともに「御シナムヤ」で「いらっしゃいませんか」と勧誘している例である。

(3)型の最後に、初めは(3)型できりだし、次いで(1)型で重ねて依頼乃至命令する例を見よう。

次は「優婆^{ウバ}崛多^{クツタ}、降天魔語^{テンマヲクダセ}」の一節である。

(天魔)亦、優婆^{ウバ}崛多^{クツタ}ノ許^{モト}ニ來リ下^{キタ}テ手ヲ摺^{スリ}テ云ク、「我レ愚ニシテ法ヲ聞ク人ヲ妨^{ガム}ト思テ女ト成テ來タル事ヲ悔イ悲ムデ、此ヨリ後、更ニ此ノ心ヲ不發ズ。願ハ聖人此(骨ノ花髪)ヲ取去ケ給ヘ」ト云ヘバ、優婆^{ウバ}崛多^{クツタ}「汝^ヲ此レヨリ後、法ヲ妨^{ガム}心無カレ。速ニ可取去シ」ト宣テ取去ケツ。

天魔喜テ、「何^{イカ}デカ此ノ事(恩)ヲバ報ジ申サムト為^{スル}」ト云ヘバ、優婆^{ウバ}崛多^{クツタ}ノ宣ハク、「汝ハ、佛ノ御有様

ハ見奉リキヤ」ト。天魔、「見奉リキ」ト云フ。優婆崛多ノ宣ハク「我レ、佛御有様マ極メテ恋シ。然レバ佛ノ御有様ヲ学ビ奉テ我ニ見セテムヤ」ト。天魔ノ云ク、「学ビ奉ラム事ハ安キ事ナレドモ、見テ礼ミ給ハバ己ガ為ニ極テ難堪^{タヘガタ}カリナム」ト。優婆崛多ノ云ク、「我レ、更ニ礼ミ不可奉ズ、猶、学ビ奉テ見セヨ」ト責メ給ヘバ、天魔、「努^{ユメ}_{ラガミタマフ}メ不礼給ナ」ト云テ、林ノ中ニ歩ミ隠レヌ。（優婆崛多→天魔。四・8）

右の後半部では同じ話し手、聞き手である（優婆崛多→天魔）の間で③型と①型の両形が用いられている。即ち、初めの「見セテムヤ」という婉曲な依頼表現から、「見セヨ」という直接的な命令表現になつていて、更に後者は「責メ給ヘバ」とある点も注意される。

次も同様の例である。

「……我ヲ思ハゞ、此ノ馬ヲ取返テ来ナムヤ。盜人ノ様ヲ造テ、仏師ヲ射殺シテ、必ズ取テ来レ」ト。郎等「安キ事也」ト云テ、弓箭ヲ帶シテ、馬ニ乗テ走ラセテ行キヌ。（郡司→郎等。一六・5）

この③型から①型へ、即ち「見セテムヤ」から「猶……見セヨ」へ、「取返テ来ナムヤ」から「必ズ取テ来レ」への順序は抜き差しならぬもののように思われる。それは、間接的な婉曲な表現から直接的な表現へということであるが、これが依頼、命令の場面の自然であろう。^{*16}

（四）

最後に④型について述べる。先に第二項で示した如く、中古の仮名文学作品（和文）における④型は、次のようない「反語……否定」の形式によるものであった。

よろしき女車の、いたう乗りこぼれたるより、扇をさし出でゝ、人をまねき寄せて、「こゝにやは」(車を)立たせ給はぬ。所さり聞えむ」と聞えたり。(源氏、葵。女房→源氏の供人)

「さらば、その心安からむ所に、消息し給へ。身づからやは、かしこ(隠れ家)に出で給はぬ」と、のたまへば(源氏、東屋。薰→弁尼)

この男、なをしも見で、「など、かくはさまよひ給ふ」と言へば、「夜ふけにければ、局もなくてなむ、よるべもなくてある」と言へば、「さらば、こゝにやは、宿り給はぬ」と言はせければ、(平中。七)

右が④型の典型的な例である。ただし『源氏物語』には次のような例がある。

「なやましくおぼさるらむ、御几帳のもとをば、許させ給ふまじくや。よしよし。げに聞えさするも、心地なかりけり」とて、(藤袴。柏木→玉鬘)

「親王たち、おはします。御送りには、まゐり給ふまじくや」(匂宮。夕霧→薰)

これは否定推量の「まじ」に疑問(問い合わせ)の「や」が下接した形であつて、結局は④型(「反語……否定」の形式)と同じ意味を表わしており、④型に準ずるものとする。

『今昔物語集』には「ヤハ……ヌ」「ヤハ……給ハヌ」の例はない。④型としたのは次の二例である。

暫ク立留タチドマリテ有ル間ニ、忽ニ、前ニ王璣ヲ問ヒシ使ヲ見ル。門ヨリ出来イデキタリテ、王璣ニ語カタリテ云ク、「我レ、君ト善シ、君ヲ待也。我レニ錢一千ヲ与ヘヨ」ト。王璣、此レヲ不答ズシテ、ミヅカラ心ニ思ハク、「我レ、罪无クシテ被免レヌ。何ゾ、使ニ賄フ事有ラムヤ」ト。史ノ云ク、「君、不令得ズハ、行ク事ヲ不令得メジ。遂ニ不与ズハ、汝ヲ、猶、将還キテカヘリテ、二日ニ令至メム。豈ニ、汝チ、不用ザラムヤ」ト。王璣、心ニ思ヒ量ハカリテ、

愧謝シテ云ク、「我レ、命ニ可依シ」ト。（震旦刑部侍郎宗行質、璣行冥途語。九・34）

これは急死した王璣が生き返って、冥途であつた話をしている場面である。無罪放免になつた王璣に冥府の役人が賄賂を要求し、くれなれば、更に一日間拘束するぞ、言うことを聞け、と脅しているのである。反語表現の「豈ニ……ザラムヤ」へどうして……しないことがあらうか、必ず……する（せよ）によつて強く要求しているところである。なお、この「豈ニ」は中古では漢文訓読にのみ用いられる語である。

此ノ河ヨリ、一人ノ男渡ルニ、水ニ溺オホホレテ流レテ没シヅミミ浮ウキミ下ダル、既ニ死ナムトス。男、木ノ枝ニ取り付テ流ナガレクダリ下ヨバヒテ呼ヨバヒテ云ク、「山神・樹神・諸天・龍神、何ゾ我ヲ不助タスケザルベキ」。音ヲコエ拳アゲテ叫ブト云ヘドモ、其時二人无クシテ助クル事无シ。（身色九色鹿、住山出ヨダニ河辺助人ヒトタスケタルコト語。五・18）

「何ゾ……ザルベキ」という反語表現によつて、結局、強く助けを求めてゐるのである。この部分『宇治拾遺物語』（九二）には「『われを人助けよ』と叫ぶに」とある。

『今昔物語集』には、和文に見られる④型の典型である、婉曲間接的な、柔らかい表現形式はなく、右の如き、いかにも漢文直訳的な例しか見られない。この点③型が比較的多数用いられているのとは対照的である。

おわりに

以上、『今昔物語集』の命令・勧誘表現について考察してきた。命令・勧誘表現研究において、待遇表現特に敬語の問題と関連させつつ考察することが重要必須であり、話し手、聞き手の立場や力関係等によって敬度がどのように変化するか、との観点から具体例を詳細に検討したのが第一項である。

次いで第二項において、中古の仮名文学作品における命令・勧誘表現の四段型体系を略述し、『今昔物語集』の場合もこれに準ずるものであることを述べた。第三項はこの体系に基づいての考察である。話し手、聞き手の立場や力関係によって、いかなる表現形式、型が採られるか、①型から④型まで、その表現価値に留意しつつ検討した。いくつかの問題については、その用例数に触れたが、詳細は別稿によつていただきたい。¹⁷

初めに触れたように、『今昔物語集』の命令・勧誘表現は数も多く、表現形式も多彩である。「種々相」としてまだ挙げるべきものは残るが、紙数の制限もあり、こゝらで一往終えることとする。

注
*1 「日本文法講座」6 江湖山恒明・松村明編『日本文法辞典』(明治書院)

*2 使用テキスト

日本古典文学大系『今昔物語集』によるが、各冊の発行年月日と第○刷であるかを示す。これは「刷」によって句読法・訓(ふりがな)・頭注・括弧の付け方等に相違が見られるからである。

第一冊	卷一～五	一九八三年六月一〇日発行	第一二刷
第二冊	卷六～一〇	一九八四年四月五日発行	第一一刷
第三冊	卷一一～一七	一九八〇年一一月二〇日発行	第八一二刷
第四冊	卷一九～二七	一九八四年四月五日発行	第一一刷
第五冊	卷二八～三一	一九八四年四月五日発行	第一一刷

*3 『今昔物語集』における敬度の例(主なもの)を記す。ここには命令・勧誘表現に関わるもののみを挙げる。

A 二重敬語・最高敬語

セ給フ・サセ給フ・シメ給フ・御(オハシ)マス・在(マシ)マス・御覽ズ・聞コシ食(メ)ス等

B いわゆる敬体のもの

給フ・ル・ラル・召ス・食(メ)ス・参ル(食フ意)・宣フ・遣ス・給フ(動詞)・御(オハ)ス等

C 常体

用例略。なお常体表現の命令形は敬語的にニュートラルではなく、マイナスである。

D 尊大体 これは謙譲語による聞き手即ち第二人称卑下であり、「受手尊敬」の敬意が話し手自身に向かうものである（これは命令形で示す）。

(我ニ)申セ・(我ニ)奉レ・(我ガ言ヲ)承レ・(我ガ御供ニ)候ヘ・(我ガ許ニ)参レ・(我ガ許ニ)罷り留レ等

* 4 龜井孝『概説文語文法』一六五頁。

* 5 『富士谷成章全集上』二九九頁。

* 6 他の一例は巻二六第一八中のものである。

「然レバ、今日ハ返ラセ給ヒ不」(男(盜人)→観硯聖人(在俗の時))

ここは盜人である男の、かつての恩人である観硯聖人に対する言である。詳細は省略に従う。

* 7 『今昔物語集』の人称代名詞の用法について福永武彦氏に優れた論があり、この部分についても触れているので参照されたい(『日本古典文学全集』月報51所収「人称代名詞」)。

* 8 池上洵一『今昔物語集』の世界 中世のあけばの』一七〇頁。

* 9 描稿「中古仮名文における命令・勧誘表現体系」(「国語国文」第四四卷第三号、一九七五年)

* 10 描稿「今昔物語集」の命令・勧誘表現序章―用例の採否・分類の基準と用例一覧表等―(「史料と研究」第二六号、『史料と研究』編集委員会、平成九年六月)

* 11 『續群書類從第三二輯下』。②は「うちへこそおはしまさめ」とある。

* 12 『富士谷成章全集 上』九二九頁。

* 13 「……セ給フ」が「……給フ」に(三一・28)、「助ケサセ給ヘ」が「助ケ給ヘ」に(二〇・6)、「替ヘ給ヘ」が「替ヘヨ」(一六・15)になった等の例が見られる。

* 14 ここ的第一、第三の例について、「大系」は「宿シ給^{タマヒ}テムヤ」と訓んでいたが私に改訓した。「ヤドリス」と訓めれば、

話し手自身の行為を表わすことになり、意をなさぬからである。

*15 「坐セ」を「大系」は「マシマセ」と訓むが、「イマセ」をとる。桜井光昭『今昔物語集の語法の研究』による。

*16 この③型から①型へ、の表現価値については、拙稿「中古仮名文学における命令・勧誘表現体系」（「国語国文」第四四卷第三号）において既述した。

*17 「『今昔物語集』の命令・勧誘表現 序章—用例の採否・分類の基準と用例一覧表等」（「史料と研究」第二六号、『史料と研究』編集委員会、平成九年六月）